

第 2 回

国際植物防疫条約に関する国内連絡会

平成 2 0 年 3 月 3 日

農林水産省消費・安全局

午後 2時30分 開会

○島田検疫対策室長 それでは定刻でございますので、第2回国際植物防疫条約に関する国内連絡会を開催させていただきます。

きょう司会をさせていただきます、私、農林水産省の植物防疫課の検疫対策室長をしております島田でございます。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、今回第2回ということで、皆様から貴重なご意見をいただきたいというふうなことを申し上げましたが、関係のパネラーの皆様それから傍聴の方々につきましても遠路からも含めてご来場いただきましてありがとうございます。

それでは、早速始めさせていただきたいと思います。座らせていただきます。

それでは、最初でございますけれども、私ども植物防疫課長の別所智博が所用でございます。若千おくれております。こちらに入りましたら、その段階でごあいさつをさせていただきますということで、ご容赦いただきたいと思います。

まず、皆様方のお手元にある資料の確認をさせていただきます。まず議事次第ということで一枚紙、それから本日の連絡会の参加者リストでございます。それから入り口のほうで座席表を配らせていただきました。そのほか、ちょっと綴じ方が恐縮でございますけれども、こういう横紙の資料がございます。これ実は資料の中が1枚めくっていただきますと、資料の1の①から最後に資料の④というふうなことで、これが1件の資料でございます。

それから、本日一番最初にご説明をいただきます、私どもの国際基準課長の小川のほうの資料でございます、「ISPMとは」というふうなことで配らせていただいております。

それから、縦紙の英文の資料がついてございますけど、参考の資料というふうなことで1部。それから、束になっておりますこのような資料でございます。これはきょうは議事の中では直接使いませんが、実際にIPPC、国際植物防疫事務局のほうから配られているテキストでございます。

最後でございますけれども、本日のアンケートというふうなことで一枚紙を入れさせていただきます。それから、植物防疫所という冊子も、あわせて参考まで同封させていただきます。今の資料が全体でございますけれども、皆様のお手元に落丁あるいは不足の資料がございましたらお声をかけていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、きょうの議事の進め方についてご説明申し上げます。きょうの議事次第のほうを見ていただきまして、きょうの議事は、合計4点ご説明がございます。2番以降、ISPMの部分、それから今後ISPMの総会に向けての議事次第、それから内容についてのご説明を3

番でさせていただきます、4番で、その他の関連のご説明を差し上げます。これにつきまして、大体終わりの時刻5時というふうなことでございますので、それまでの間、若干盛りだくさんでございまして時間が押すような状況がございますが、ご協力をお願いをしたいと思えます。

それでは、きょうご出席の皆様のご紹介を、私のほうから恐縮でございますけれどもさせていただきます。まず私の左隣でございますけれども、農林水産省の国際基準課長の小川良介でございます。

○小川国際基準課長 小川でございます。

○島田検疫対策室長 それから右隣でございますけれども、私どもの植物防疫課の課長補佐をしております木下でございます。

○木下課長補佐 木下でございます。よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 それから、本日お集まりいただきました皆様でございますけれども、日本青果物輸入安定推進協会の安全問題専門委員のほうから米倉幸夫様でございます。

○米倉委員 米倉でございます。よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 それから、日本消費者連盟のほうから山浦康明様でございます。

○山浦委員 山浦です。よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 それから、生活協同組合東京マイコープ様から原英二様でございます。

○原委員 原です。よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 それから、全国農業協同組合中央会中野裕子様でございます。

○中野委員 中野と申します。よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 それから、独立行政法人の食品総合研究所のほうから、等々力節子様でございます。

○等々力委員 等々力です。よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 それから、社団法人の全国木材組合連合会の清水眞長様でございます。

○清水委員 全木連の清水です。よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 それから、日本園芸農業協同組合連合会の鈴木秀明様でございます。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 続きまして、社団法人の全国植物検疫協会の古茶武男様でございます。

○古茶委員 よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 それから、社団法人の日本荷主協会の河村輝夫様でございます。

○河村委員 日本荷主協会の河村でございます。よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 それから、社団法人の日本種苗協会、金子英人様でございます。

○金子委員 金子です。よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 それから、社団法人日本くん蒸技術協会の秋山博志様でございます。

○秋山委員 秋山でございます。よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 それでは、早速議事を始めさせていただきたいと思います。

本日、議事につきましては公開でございますので、お手元のほうにお配りした資料、それからきょうご発言いただきましたものの議事の要約を今後公開させていただきます。要すれば、ホームページ等への掲載がされるというふうなことでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、まず初めに2番目の議事を先にさせていただきますが、私どもの国際基準課長のほうから、I S P M、植物検疫措置に関する国際基準とはというふうなことでご説明を差し上げたいと思います。お手元の資料は前のスクリーンにも打ち出されますので、そちらをごらんいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○小川国際基準課長 国際基準課長の小川でございます。こんにちは。

資料は先ほど紹介のありました、このゼムクリップがとまっているもの。取っていただきますと3つに分かれます。

1つは、スクリーンに出ている、いわゆるパワーポイントでございますので、これは画面を見ていただければと思います。適宜参考1、参考2、要すれば参考1はI S P Mをつくっている根拠となっている条約、I P P Cの条文でございます。そういう意味では適宜参考1と参考2を参照して進めていきたいと思います。申しわけありません、機械の操作の関係がありますので座って説明をさせていただきます。

本日、タイトルにありますとおりI S P M、International Standards for Phytosanitary Measures、植物検疫措置に関する国際基準とはということで、C P M 3で議論されるものに焦点を当てていきたいと思っています。

まず、いきなり国際基準の話に入る前に、この国際基準をつくる母体から入っていききたいというふうに思います。I P P Cとはということで、これは国際植物防疫条約、参考1のタイトルにありますとおり、International Plant Protection Convention、これは条約でございますので国会の承認を経て発効をするという、そういう意味では質が高い根拠と一応なっているわけです。そもそも設立は1951年でございます。日本はそういう意味では、当初からのメンバ

一、WTOと同じような形ですね。適時改正がなされておりますけど、やはり一番大きなのは1997年再改正。つまりこれは、後ほど出てまいります、I P P CあるいはI S P Mを語る上で必ずくっついてくるWTOのS P S協定を踏まえた形で変更がなされてきているものです。現在、166カ国・地域が加盟をしております。条約上はF A OのI P P C事務局がその事務局を務めるといった形になっておるわけです。この条約に基づいてつくられているということになります。

このI P P Cなんですが、そもそも何をするとところなのかということで考えますと、その目的に書いてございますとおり、植物及び植物生産物に対する有害動植物の蔓延、侵入を防止するため共同で有効な行動を確保する。それから、それら有害動植物の防除のため適切な措置を促進する、ということです。その中で位置づけられている活動が、例えばここで書いてある国際基準の作成であるとか、技術協力の実施であるとか、情報交換であるとか、紛争の解決などといった形になっているわけです。

そういう意味では皆様、こういった形をやっているの、より身近なものだと例えばコーデックスのようなものが念頭に置かれるかもしれないんですが、コーデックスはの中で申し上げますと国際基準しかつくっていません。むしろもう一つ、動物の健康を取り扱っているO I E、国際獣疫事務局のほうがやはりI P P Cには近いということだと思ふんですね。特にその規格の中で言いますと、O I E自体は第一次世界大戦後すぐに設立された組織でして、I P P C自体はこの国際基準の作成というのに着手しているのは、後ほど出てきますS P S協定、つまり1995年以降その国際基準の世界に入ってきたという意味では、そちらの活動については割と新しい部類になろうかと思います。

いずれにしても、国際基準の作成だけでなく、こういった総体としての活動も通じて、有害動植物の蔓延、侵入を防止しようじゃないかと、そのためには技術協力も実施していくんだよといったような総合的な機関であるということを念頭に置いていただければと思います。

このI P P Cで作成しているI S P Mでございますけれども、この条約に基づいて作成される国際基準ですよということです。加盟国が条約に関連した行動をとるに際して適宜、国際基準を考慮しなければならないですよと書いてありますが、あくまでもshould take into account というふうに書いてあるわけです。

参考1の、これはずっと17ページにわたって英語と日本語で書いてあるんですけれども、国際基準に触れているところは、実は10ページを開いていただきますと、アーティクル10の基準と書いてあると思います。ここだけなんですね。この10条の第4項、一番下ですけれども、

締結締約国はこの条約に関連した行動をとるに際し国際基準を適宜考慮すると、should take into accountということになっておるわけです。

そういう意味では、I P P C加盟国にとってこのI P P C条約、これは法律的にも課せるんですけれども、その中では国際基準というのはshould take into accountですので、参考文献ですよという扱いになっているわけです。

ところが、その下の吹き出しに書いてあるとおり、日本はWTO加盟国でございまして、そこではどうなっているかというのを見る必要が出てくると。イメージなんですけれども、I P P Cという世界とWTOの世界というのは、加盟国はそれぞれ違うんですけれども、加盟する国の数からいうとほとんどの国は両方入っているというふうに思っていて結構です。例外を認識しておいたほうが早いかなと思ひまして、ここに書いてあります。要はI P P Cに入っていて、まだWTOに入っていない国というのは、典型例はロシアです。それから、WTOに入っていてI P P Cに入れない国は台湾ですね。これはI P P Cが、国際連合をベースにしてできているFAOの中に置かれているものですから、こういった扱いになるということです。そういう意味ではほとんど両者は一致しているというふうにご理解いただければと思います。

そういった意味で、I P P Cではこの国際基準というのは参考文献なんですけれども、S P S協定、WTOの付属書の1つでございまして、日本語では衛生植物検疫措置の適用に関する協定といって、そのアンダーラインが入っているSanitaryとPhytosanitaryのS、P、SをとってSPS協定と通常呼んでおります。これはWTOの中で、人、動物、植物の生命や健康を守るための措置というものを適用する際の権利義務を定めたものとして存在しているわけですので。これもまた条約でございしますので、各国に権利・義務を定めているということになります。

動植物検疫措置というふうに日本語で訳されておるんで、どうも水際の措置だけを言ってるんじゃないかということを念頭に置かれる場合が結構多うございます。ところが、S P S協定はこの付属書1でS P S措置ってこんなものよというのを例示しておりまして、生産工程ですとか試験検査、認証承認、それから検疫はもちろんのこと、サンプリングとかリスク評価の方法、すべてこれS P S措置として位置づけられております。そういう意味では、例えば病害虫のサーベランスとかでトラップ調査、栽培地での検査もすべてS P S措置です。植物の健康を保護するものは全部そうだということだと思います。

それから、もう1つ、国内と外国と同じ状況にあるときに差をつけてはいけないということがありますので、国内に厳しく外国に甘くは可能なんですけれども、国内に甘く外国に厳しく

というのはSPS協定違反になります。

さて、この中でSPS協定が、実はインターナショナル・スタンダードというものを定めております。明確にここは定めておりまして、SPS協定上国際基準というものは植物の健康で言えばIPPCが定めたもの、食品の安全で言えばコーデックスが定めたもの、動物の健康・人畜共通伝染病はOIEが定めたもの、というふうに明確に書いておることが1つ。そういう意味では、ここでIPPCが定めているISPMというものは、SPS協定上の国際基準になったわけです。

その中で出てきているのが、SPS協定の3条の1に、加盟国は自国のSPS措置を定める場合、国際基準を基礎としなければならない。これは条約上shall ベースというふうになっておりまして、これは下のほうにちょっと書いてございますけれども、IPPCで先ほど国際基準を考慮すべきというよりももっと強くなってあって、そういう意味ではWTOのSPS協定上、国際基準を基礎としなければならないという法的義務を課されていることになります。

そうしますと、SPS協定上国際基準とSPS措置ということでどんな効果があるのかということ概観しておきますと、国際基準に整合しているSPS措置というのはSPS協定上正当、いちゃもんはつけられないということが1つです。じゃ、国際基準と異なったSPS措置をとれないのかといいますと、それはとれるんですけども、その場合、科学的なリスク評価によりその必要性を実証することが必要になってきます。当然、WTOスキームの中では、パネルという紛争解決手段がありまして、その中で措置の正当性を証明できなかった場合には、SPS措置を見直すことが必要です。それでも見直さないときには、報復関税措置を受けるということになります。

さて、国際基準とSPS措置、抽象的には今申し上げたようなことなんですが、幾つか例を挙げてみましょう。1つは、検疫の対象病害虫の定義、quarantine pestです。ISPMのナンバー5というのは、これ定義集なんでございますけれども、その中に、地域の経済に重要な影響を及ぼす恐れのある病害虫があって、国内に存在しないもの、または存在はしているけれども撲滅または封じ込めのための強制的な防除を行っているものと定義されております。植防法の5条の2にも似たような条文があります。これに相当していれば、例えば日本を輸入国としてとらえた場合、国際基準に整合することを理由に措置を要求できますし、輸出国は国際基準に整合する要求を断ることはできなくなるわけです。

例えば、国内に存在しないという意味で言えば、火傷病とかそういったものは、これに基づいて措置を要求していけると。移動規制、緊急防除をしている、かんきつグリーンング病なん

かについても、それは国内に持ってきちゃだめよというふうには言えるわけです。

次に、国際貿易における木材梱包材の規制に関するガイドライン、I S P Mナンバー15、いわゆる木材梱包材の消毒処理基準を定めたものを例に考えてみましょう。

今度は日本を輸出国として考えてみます。というのは、木材梱包材を輸出するということはあまりないので、木材梱包材の中に入っている貿易品目を輸出するために、木材梱包材が使われているということが多いと。多いというか、それが目的になるわけです。そういう意味では、輸入国、その中のものを輸入したい人は、国際基準に整合することを理由に措置を要求できるので、工業品ですとか工作機械ですとか、そういったものを木材梱包材で包んで輸出する日本というのは、国際基準に整合する要求を断ることはできない。これは輸出国として、輸出用の木材梱包材については2003年10月から措置を日本は実施しておりますし、入ってくるものについても、2007年4月から措置を実施するといったことになってきているわけです。

さて、こういったことでそういう意味ではW T O、S P S協定上強い権限を与えられてるこのI S P M作成でございませうけれども、プロセスは、スライドで言いますと一番右側に書いてあるように、加盟国がちゃんとルールを決めます。そういう意味では、C P Mで国際基準作成プロセスというのは決めるということになります。これは、もう一回資料の1の10ページを見ていただきますと、先ほどのページですが、第10条の基準の第1項に明確に書いてあるわけです。委員会によって採択される手続に従い、というふうに定められています。これは、O I EにしてもコーデックスにしてもI P P Cにしても同じでございまして、一番左のほうですが、必ずまず何について作業するかから始まります。そしていきなり基準に振るのではなくて、どんなイメージか、英語ではこれはスペシフィケーションと呼んでおりますけど、仕様書を作成して、その後作成作業に入って、案ができて、最終的に総会で採択をするという手続きになります。

この、見ていただきますと出席とコメント提出、文書提出と3つ書いてございますけれども、いろんな会議が開かれていくこの過程の中で、日本が日本国として国の利益を主張できるのは実は総会だけです。そういう意味では、作業が開始できるときと終わるときに、出ていって口頭で発言をすることが可能になります。それ以外は、点々で囲まれているのはメンバーが決まっております、そこに国として意見が提出できるのは、文書によってコメントとして意見を提出するということになります。

特に、ここはコメント提出を討議文書提出、討議文書というのはディスカッション・ペーパーというのが正しいのかもしれないんですけども、ここで差を設けておりますのは、実は例

例えば基準案の段階になりますと、コメント提出するのに様式が決まっております、各条文ごとにコメントを提出すると、それを事務局はいろんな国から500も600も来たのを集めまして、条文ごとに並べるんです。そうすると、日本国としてこの規格についてどう思っているというように意見は出てきません。5条に対して、アメリカはこう言っている、ヨーロッパはこう言っている、日本はこう言っている、マレーシアはこう言っているというのがずらずら並ぶだけなんです。そういう意味では、むしろテクニカル・パネルとか、エキスパート・ワーキング・グループの段階で討議文書、これディスカッション・ペーパーといって、そもそもこの規格に対して我々はこう考えるという形で一つのストーリーがある文書として提出できるほうがより有効と考えられますし、私どもが関与するようになってからは、ここでインプットしていったほうが、でき上がりに反映されやすい、また主張もしやすいといった特徴があります。

この真ん中の会議体のところについてちょっとスポットを当ててみますと、もちろん一番上のほうから説明していきますと、総会、この植物検疫措置に関する委員会というのがこの採択機関になるわけですがけれども、その補助機関として基準委員会というものが存在しています。そして、この基準委員会より下部の部分につきまして、テクニカル・パネルとかエキスパート・ワーキング・グループといったものが存在します。

このIPPCの条約上登場してくる組織は、実線で囲われている総会だけです。それ以外のものについては、いわゆるこの条約に基づいて設置されているものではありません。

この中で見てみますと、先程申し上げましたように総会は加盟国を構成員とする最高意思決定機関。IPPC上出てくるサブシディアリボディ、補助機関としての基準委員会は、各地域から推薦され選出された25名の専門家が参加すると。テクニカル・パネル、イーワーキング・グループも、それぞれの分野について専門家を抽出して選出していくということです。今日の丸がついているのは、ここに日本人が参加していますよと、ただし総会以外は、これ個人の専門家として参加をするということになっています。

この中でも今、テクニカル・パネルがポン、ポン、ポン、ポンと前のほうに置いてあったと思いますけれども、そこにちょっと焦点を当ててみたいと思います。と申しますのは、今回のCPM3でも、このテクニカル・パネルのルールズオブプロシジャってやつですね、議論の仕方等々についての文章が採択される予定になっておりますので、その重要性、まずはここに焦点をちょっと当ててみようと思います。

テクニカル・パネルですが、特定の分野に関する基準案を作成するために設置された専門家組織で、現在5分野ございます。現在、実は新規作業の承認を受けて、作業中のトピックとい

うのが86あります。そのうちの66がテクニカル・パネルで作業をされているわけです。例えばどんなことやっていかといいますと、後で出てくるとは思いますけれども、I S P Mの28、検疫処理の問題について、このアネックス、現在空欄になってるものに対して、具体的な検疫処理の手続を順次作成していった、その中に規格に載っけていくことができるということになります。

こういったI S P M作成なんですけれども、やはり新規作業の提案、ここからその間にたまっているのが今86あるということなんですけど、通常でも早くても三、四年はかかりますので、やはりそれぞれの段階に応じた対応をしていく必要があるだろうと。例えば、新規作業を提案してもいいですし、実は我が国から提案したものが今回かかりますけれども、なるべく早い段階でインプットしていく、あるいはノーだったらノーと言っていくということ。それから、基準案の検討の段階になりますと、科学的データの提出やら専門家会合イーワーキング・グループがつくられたんであれば専門家を出していく、といったことが必要になってくると思います。

そういったプロセスを経て採択の段階になったときに、これをつぶすというのはほぼ不可能です。こういったそれぞれの、コーデックスと同じようにステップ1からステップ8まで来て、8が総会の採択になるわけなんですけど、1から7までこういったものをいきなり8でつぶすというのはほぼ不可能だと思います。おくらせるとか性格を変えるというのは可能だと思いますけれども、それかなり総会でてんやわんやとやっていくことになるかと思います。

先ほどの実はテクニカル・パネルなどでも去年の段階では、採択ではなくて総会はテイク・ノートだというふうになっていて、我々のほうから規格作成に非常に影響を与えるものをまずということを主張して、実は引きずりおろして、それで採択事項に変えさせて、しかも中身も変えさせて、その後、昨年1年かけてですね。そのためのグループをつくらせて、中身を変えさせております。

それで、この規格以外の部分のI P P Cの今後の活動についてもちょっとコメントしておきたいなと思いましたが、このI P P C自体、実は規格作成以外にいろんな作業をやっている。この代表的なものを3つ挙げましたけれども、1点目が条約遵守、コンプライアンスの強化というのがあります。実はこれ、例えば資料1の6ページを見ていただきますと、第7条、輸入に関する要件というのがあります。これをちらっと見るのに、例えば1ページめくっていただいて、右側の日本語にA B C D E F G、以下続いていくんですけど、すべてこれコントラクティング・パーティーズ、これ加盟国ですけれども、先ほどのS P S協定に出てきた法的義務が

たくさんかかっているんですね。これの遵守が、実は今 I P P C ではできていない現況であります。

コンプライアンスをちゃんとやろうやということで、昨年来ワーキンググループができてどうしようかという議論になっているんです。例えば、いま参考 1 の 7 ページからずらずらずらずと、ずっと shall、shall、shall、shall と続いているものが、加盟国がどんな感じで実行しているかというのを I P P C 事務局がまとめたのが実は参考 2 なんですね。参考 2、パーセンテージ・オブ・カントリーズ・パー・ディビジョン・ウィズ・リポート・オブ・インフォメーションということで、例えば参考 2 の一番上の群ですね、Basic Reporting というのを見ていただきますと、Description of the NPPO、Entry points、List of regulated pests、phytosanitary restrictions というのが基本的な報告義務が課されている事項になっているわけです。この、実は 7 条に書いてあるようなことがずらずらずと書いてあるんですけれども。これ書いてある中身の数字ですけれども、一番下がナンバーオブカントリーズの国の額になって、パーセンテージです。一番わかりやすいのはノースアメリカを見ていただくと、カナダとアメリカしかありませんので 100 か 50 か 0 しかないはずなんですけれども。その意味でいくとパーセンテージはこのぐらいしかないんですよ。ベーシック・リポーティングで実はこのぐらい、学校の試験だと多分容易に不可がついちゃう、100 点満点ですので、パーセンテージですと。というような感じなんです。そういう意味ではまず I P P C 本体の条約の遵守というものを強化していこうという取組をしております。

それからもう 1 つ、O I E とこれ似ているんですけれども、基準をそもそも適正に執行する能力があるかどうかということで、植物防疫能力の評価というものもやっております。要は書いてあるものをどうやって執行していく能力があるんだろうか。もしそこが欠けているのであれば、それに対してキャパシティビルディング、技術協力を実施していった高めていったということも取組としてやっております。

それからもう 1 つ、これもコーデックスが 2000 年以降やっていたのに近いんですけれども、外部評価、エバリエーションをやって、そこの勧告への対応をしていくということが必要になります。例えばコーデックスの場合ですとその結果どうなったかといいますと、2 年おきにやっていた総会が毎年開かれるようになったり、あるいは作業の進行をちゃんと管理するという事で執行委員会が作業評価というのをやって、進行が遅い作業はやめるという勧告を出すとか、そういったアウトカムが出てきているんですけれども。I P P C の場合も幾つかの論点が今出ておって、代表的なものは生物多様性を考慮した基準を作成しようと。これ実は I P P C

はその生産物だけでなく環境がI P P Cのマンデートに入っております。そこに注目した国際基準というのがつくれるのではないかという点。

それから2点目が、地域機関、R P P Oを地域ごとの組織の担う役割をもっと強化していかないか。

3番目が、I P P Cは事務局体制が弱いというのが前から言われておったんですけれども、そういう意味では執行部、今議長さんと副議長さんだけでつくられているものをほかの地域、要は7地域から入って行って執行部体制をふやしてその役割を見直していけないかといったようなことも検討をされています。いずれにしてもこのI P P Cという組織の中でどうやってインターナショナルスタンダードを位置づけていくかということが重要になってくるかと思います。

どうもありがとうございました。

○島田検疫対策室長 どうもありがとうございました。

それでは、今回から初めてご参加をいただいている方もございますし、今小川課長のほうからI P P C全体のご説明を差し上げたわけでございますし。また、今回開催させていただいております国内連絡会、位置づけも含めてまだ十分ご趣旨をご説明できていない部分もございますので、何かございましたらここで若干ご質問をいただければと思います。

○山浦委員 ありがとうございます。私コーデックス委員会の国内の連絡協議会の委員もしているんですけれども、きょうお話をうかがいまして、非常に重要なこういった国際機関に日本政府が出ていらっしゃるって発言されるということですので、希望といたしましてはこういった会合の議論が正しく効果的にそういった日本政府のポジションに反映されることをぜひ要望したいと思います。よろしくお願いいたします。

○島田検疫対策室長 今ご指摘いただきましたように、先ほど小川課長のI S P Mの作成のプロセスにも入ってございましたけれども、私どもこの条約の会議のほうには、1つは総会にご出席をさせていただく、それから幾つかのI S P Mとの検討のタイミングで我が国のコメントを出していくということがございますので、こういった国内連絡会で賜りましたご意見、当然政府としてこういった出席の段階で意見を出させていただくとかあるいは事前にコメントが要求されればそこに反映させていく場合の意見はこの場のご意見を踏まえてそれでインプットしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、盛りだくさんでございますので、次の議題に移らせていただきます。3番のI

PPC総会、今度はCPM3が4月上旬に行われますので、まずそこへの対応のご説明をさせていただきますまして、それに対するご意見をその後いただきたいと思います。では、よろしくお願いします。私どもの課長補佐の木下からご説明を差し上げます。

○木下課長補佐 植物防疫課課長補佐の木下でございます。議題の3、IPPCの、いわゆる総会でありますCPM3への対応について、最初に議題全体の概略を述べた後に、主な内容であります基準案について順番にご説明してまいりたいと思います。

CPM、コミッション・オン・ファイトサニタリー・メジャーズという名前なんですが、いわゆる国際会議でいうところの総会に当たります。これは先ほど説明にあったとおりでございます。これは昨年私が行ったときの写真なんですが、FAOの本部でありまして、3月後半から4月上旬にかけて1週間程度開催されます。本年は4月7日から1週間開催されます。非常にタフな会議で、日中はもちろん公式会合があるんですが、基準案の細かい文章の詰めは通常夜非公式会合でやられるということが常であります。

その議場の写真でございます。左側が総会、プレナリーの写真、右手の何番目かにABC順でジャパンの座席がございます。右側が夜の非公式会合でございます。通訳の制約上非常に厳しいんですが、夜もこういうところで詰めてやるというふうなやり方になっております。

さて、ことし4月7日から開催されますCPM3の仮議題を挙げてございます。通常の国際会議と同様、最初開会ですとか議題の採択ですとかがございます。また、議題7では関係する国際機関から報告がございます。先ほどの説明にございましたとおり、例えばCBDであるとかモントリオール議定書事務局であるとかから年次の報告がございます。

その後、議題8におきましては、先ほどご説明にありました独立評価チームの報告と、今後の対策について議論されるという予定になってございます。そこから先、議題9から目標、ゴールと呼んでいますIPPCの大まかな目標ごとに整理した議題になってございます。多くの時間を利用しようと思っているのは目標1、強固な国際基準策定の実施について特に本日、非常に我が国に影響が及ぼすということで特に時間をかける予定でございます。

その内容といたしましては、ISPMの採択、もしくはワークプログラムの承認、この中に新規作業、ここではトピックスといいますが、新規作業の採択もございます。それ以外にPRAの推進のためのマテリアルの作成等、各国から関連する事項が報告されるという予定になってございます。

目標2、特に先ほどの説明にもございましたが、情報交換システム、IPP、インターナショナル・フィットサニタリー・ポータルといいますが、IPPの情報交換の状況。目標3につい

ては紛争解決システム。この紛争解決システムがございしますが、今のところ実績はございませんで、現時点ではコンプライアンスの状況について検討されているということでございます。

目標 4、植物検疫能力の向上、これは検疫能力、I P P Cが開発いたしました PCE、ファイトサニタリー・キャパシティー・エバリュエーションというツールがございまして、例えば途上国にアンケートをし、どういうところに今後キャパシティビルディングのエネルギーを投じるべきかということを評価するツールがございまして、順次その評価に基づいていろいろな協力、キャパシティビルディングがなされているということが報告されます。

目標 5、6、7については、その I P P C全体のレビューもしくはオーバービューに関する報告がございします。

議題 16 に入りましては、C P M 3ビューロの選出。ビューロにつきましては従来議長が 1 人、副議長が 2 人という組織でございましたが、勧告もございましてビューロは全員で 7 人、本年選出されます。議長 1 名、副議長 2 名のほかにその他の地域から 4 名、7 人でビューロが構成されるという予定になってございます。

また、議題 17、C P M 3 補助機関メンバー、これは先ほどの説明にありましたスタンダードコミッティ、基準委員会と紛争処理の委員会、これについては改選時期ではございませんが、現状について変更がないことを確認するという内容でございします。それ以降今後の予定もしくは次回の開催日時等が報告されまして、報告が採択されると、このような手はずになってございます。

どうでしょうか、この中で特にこれから目標 1 にあります基準、トピックスその他について個別にご説明いたしたいというふうに思っております。ここで一度切りましょうか。それとも、次に続けてもよろしいですか。（異議無し）

それでは、引き続き個別のご説明に入りたいと思います。

お配りした資料はこの横書き、この紙から始まる横紙の資料 1 の①と、この縦の基準のリスト、お手元にございますでしょうか。特に ISPM ナンバーいくつというふうにご説明することが多いものですから、この表を横に置いておいていただいて、この横紙の内容に従ってご説明いたしたいと思います。この内容はスライドにいたしておりますので、全く同じものがスライドに映ります。

本年の C P M にかかる予定の基準案は 4 つでございします。まず最初にそのうちの 2 つをご説明したいと思います。その 4 つという数について、秋の 9 月の第 1 回の会合に出られた方はこの前の数が違うというふうに感じられるかもしれません。秋にご説明した内容の中で今回落ち

ているものがございます。それは「植物検疫リスクによる品目の分類」という項目について9月の会合で議論させていただきましたが、各国からいろいろな意見が出て持ち越しということになりまして今回入ってございません。それ以外については一部修正もしくは大幅な修正もございますが、今回かかるという予定になってございます。

これからご説明するのはこの資料1、2、これがこの総会でコメントを出して総会で採択されるかもしれないというものを最初にご説明します。その後、この一番最初、新規作業、これはトピックスといいます。その他のところで、これは括弧書きですので総会ではありませんが、その他のところでこの資料4を使ってご説明するというふうな予定にしております。

それでは、最初の1番でございます、臭化メチルの代替措置の検討についてのガイドラインについて簡単にご説明いたします。

ご存じのとおり、臭化メチルはオゾン層を破壊する物質ということで、モントリオール議定書において非常に厳しく生産・使用が規制されてございます。モントリオール議定書で討議された際、植物検疫については例外扱いになってございます。しかし、現在、農業で使う臭化メチルについては削減が進み、相当減ってまいりました。そこで、植物検疫といたしましても自主的に削減する方法について検討いたしましようということで今回この基準案が入ってございます。

基準案の内容は、使用量をいかに削減するか、もしくは排出量、例えば分解したり、排出量をいかに削減するか、もしくは臭化メチルにかわる代替処理の開発等々について基準になってございます。どちらかという概念、こういう概念で削減してまいりましようということが本文にございまして、代替処理については添付文書として、今こういう技術がありますよというリストがついているという内容でございます。

その辺について、この9月にご説明いたしました我が国のコメントといたしましては、臭化メチルを削減することについてはもちろん削減すべしであるということ。また、臭化メチルを使わなくていいような植物を輸出入するという点についても配慮しようではないかということ。また、これは国際基準というよりもどちらかという加盟国のポリシーを決めたようなポリシーペーパーという扱いのほうがよりふさわしいのではないかというふうなコメントを提出させていただいてございます。

ほかの国からいろいろなコメントがありまして。今どういうことになっているかという、その植物について臭化メチル処置をしなくてもいいように、輸出の際に検疫要求事項に適

合したものを出すというところについても配慮しましょうという我が国のコメントに配慮した修文がなされてございます。

また、総会で検討しましょうと、この基準の扱いについてポリシーペーパーにしましょうと我々は申し上げましたけれども、恐らくほかの国からも意見があって、どのような扱いをするかについては総会で決めましょうというふうな内容になってございます。

他国からも幾つかご意見がございまして、各国がすることはあるけれども、地域植物防疫機関については特にこの基準でできることはないので、範囲から外すなどいろいろな修文がなされてございます。

さて、それで今回の方針でございしますが、夏に出しましたコメント、一部反映されてございますが、引き続きその取扱いについてポリシーペーパーとして非常に基本的な文書であるよという位置づけで今後も取り組みたい。というのが提案でございます。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

それでは、今ご説明申し上げたのは、実際に今後 I S P M という国際基準になるべき案で、次回の 4 月上旬において採択される可能性があるわけございまして、今までご説明差し上げたのはその趣旨、それからこれまでの検討の経緯、そして日本側から提出させていただいたコメント、そしてその変更内容でございます。

そして最後に、今この画面に載っているのが、今後総会に向けて私どもがこういう対応で臨んでいきたいという考え方を示したものでございまして。以後合計 4 本ほど今日ご意見を賜りたいものについて、ご説明を差し上げ、ご意見を伺うことになると思います。

それでは、一番最初の臭化メチルの代替措置の検討のガイドラインに関するご意見がございましたらまずお願いしたいと思います。

○山浦委員 ありがとうございます。まず、国際基準というよりもポリシーペーパーということでご提案されているわけですが。このポリシーペーパーの性格についてお尋ねしたいと思います。実効性の確保という点でみるとガイドラインのような形式ですと各国が余り守る必要がない性格になってしまうおそれがないだろうかということですね。

それから、日本がこの臭化メチルを削減しようというご提案をされているのは私どもとしても評価したいと思うんですけれども、その際の代替案について、幅広くいろいろな選択肢を考えた手法がいいんじゃないかと思います。それは、昨今の輸入食品のいろいろな問題にもありますけれども、日本が非常に多くの農産物を海外から輸入しているということがやはり今のい

ろいろな問題につながっているからです。私は、その際のポストハーベストといったような使い方をされるようなこういった農薬、殺虫剤というものの使用をなるべく控えたほうがいいのではないかというふうに考えます。例えば船において、既にもうチルドで輸送されているとは思いますが、そういった管理を厳しくすればこういった薬剤を使う必要がなくなるんじゃないかという感じもいたします。

また、日本としても、これは構造的な問題かもしれませんが、余り海外からたくさんものを持ってくるということ自体がこういった問題を引き起こしているわけですから、これは今回の議論とは関係ないかもしれませんが、国内の農産物の自給率を高めるというふうなこともあわせて、総合的に考える姿勢が必要なのではないかと消費者としては考えます。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

それでは、続けて原様のほうからお願いをいたします。

○原委員 ご説明ありがとうございました。この臭化メチルの規制というのは枠組みとしてオゾン層を保護するという地球環境上の要請からのことだと思うんですが、この取組に関して国際的な協力のもとで実施しなければならないということで、特に代替措置に技術的あるいは経済的な支障があって途上国で取り組めないということも考えられるので、その技術的あるいは経済的な協力を先進国からきちんとするということについての枠組みについてもこの条約のもとで検討されてはどうかというふうにお願いしたいと思います。

○島田検疫対策室長 ありがとうございました。

今のお答えは、1つは我が国の考え方で、そのポリシーペーパーの位置づけ、特に I S P M という基準と、それからポリシーペーパーの性格、この関係についてお問い合わせいただいたわけございまして、これは後ほど私ども事務局のほうから答えさせていただきます。

それから、臭化メチルの削減に関する、特に代替案についてのご質問があったと思いますので、きょうは日本くん蒸技術協会の秋山さんにも来ていただいております、そういった取組もございまして、後でご紹介をいただければと思います。

それからあわせて、当然でございますけれども、食品の安全という点で臭化メチルというのは検疫措置の中でくん蒸される、ポストハーベスト的な位置づけに関するご質問もございましたので、答えていただきたいと思います。

それからあわせて原様からは、こういった代替措置については国際的な協力の中で進めていくべきだというご指摘もいただきましたので、何かコメントがあったらよろしくお願いします。

では、秋山様のほうからお願いいたします。

○秋山委員 ただいま臭化メチル代替措置開発のお話がありましたが、私どもの協会が平成7年頃から農林水産省の補助事業として植物検疫処理、土壌くん蒸処理含めて代替消毒法の開発を平成17年度まで続けてまいりました。土壌くん蒸についてはほぼ代替措置が開発されましたが、一部代替消毒法の開発されなかったものについては不可欠用途ということで一定の数量の臭化メチルが使われているわけです。検疫処理については先ほどお話があったように臭化メチルがまだ使えるという状況でございます。

この補助事業で検疫関係ではいろいろな薬剤を基礎試験から含めて十数年かけて開発し、ヨウ化メチルという薬剤が木材の消毒薬剤として農薬登録されております。

それからもう1つ、メチルイソチオシアネート(MITC)とフッ化スルフルルの混合剤、商品名エコツインが、木材の消毒薬剤として農薬登録されております。これらが臭化メチルにかわり得る薬剤ということでございます。ただし、検疫処理に採用していただくためにはさらに農林水産省の確認試験というものが必要でございまして、これは近々、現場で実用規模での確認試験を予定してございます。これがうまくいけば検疫処理として採用されるということになるかとも思います。

皆さんご存じのように、臭化メチルというのは低温で効果があり、非常に多品目に適用でき、しかも短時間くん蒸で効果があるということで、検疫処理としては最適な薬剤です。ところが、他の、先ほど申しましたような薬剤については低温では効果が低く、10度か15度以上じゃないと効果がない。それから、物理的処理とか炭酸ガスもこの基準の中に書いてございますけれども、こういったものは輸入時点で適用できるような方法ではないのかなと思っています。

低温では臭化メチル、高温では代替薬剤を使用する、あるいは海外で炭酸ガスくん蒸なり熱処理、低温処理をしてから持ってくると、そういった方法を考えるのが適當ではないのかなというふうに思っています。

それともう1つ、こういった技術開発には非常に長い時間と経費がかかるものですから、例えば農薬登録につきましても薬効・薬害・残留のデータに多大な経費がかかるということで、これについては民間だけではなかなか開発できるものではございませんので、国のほうでも何らかの措置あるいは補助も考慮いただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

まだご質問に回答していない点もございます、特に先ほどのポリシーペーパーの位置づけですね。それからあわせて国として臭化メチルを削減しているような取組があると思いますので、

そのあたりもお願いいたします。

○木下課長補佐 先ほどの最初のご質問のポリシーペーパーの位置づけでございますが、ポリシーペーパーそのものが今回の議題でございます。先ほど簡単にご説明いたしましたが、議題13、目標5、I P P Cの持続的履行の中に基準以外にI P P Cとしてのレコメンデーションをどういうふうに扱うかということがまさしく議論されようとしております。恐らくそちらではこのような自主的取組について題材として議論されるのではないかと。その中で、今後レコメンデーションもしくはポリシーペーパーがどういう位置づけになるのかということが議論されるというふうに考えております。現時点ではこういうものですよというご説明ができなくて恐縮なんです、今回そのような文書の取扱いについても議論されるというふうにお考えいただければよろしいかと思います。

○山浦委員 日本が考えてるイメージは。

○小川国際基準課長 一言で申し上げますと、S P S協定上の対象にならない文書にすることです。つまり、この私ども提出したコメント、各国協議された基準案の概要を見ていただきますと、資料1－①の最初のページ、経緯の①ですけれども。要件の概要を見ていただくと、これは各国に何ら義務づけているものがないんですね。そういう意味ではスタンダード足りえないでしょう。S P S協定上はもちろんスタンダードだけでなくガイドラインズ、リコメンデーションズ、この3つがあるわけですけれども。この3つに差はないという見解が示されております。

そういったものではなくて、各国がそういう取組をするというものであればポリシーペーパー、つまりS P S協定上何らかの義務がかかるような取組にする必要はないだろうということでございます。

ところが、例えばこの③の協議後の変更点の概要ですね、その特に他国のコメントのところなんですけれども、次の1枚めくって裏ページを見ていただくと、この中で以下を含む具体例が追加されたと。例えば特にその1点目ですね、ISPM No.28 が書かれたときには可能であればそれらを使用することが推奨されるというような規定が盛り込まれてくるとスタンダード性を帯びてくると。つまり、具体的にこれを使うことを推奨されるのであれば使わないことに理由を説明しなければいけなくなってくるので、こうなってくるとそのポリシーペーパーではなくてS P S協定上の位置づけ足りえる要素が出てくるということです。

以上まとめますと、国内的にはですね、そもそも中身がスタンダード足りえてないじゃないのということなんです。

○木下課長補佐 もう 1 点説明するということになっておりました。我が国の削減の取組でございすが。これは直接臭化メチルのみならず、植物検疫措置について世界の水準を上げるもしくは世界の議論を推進するという観点から、テクニカルパネルの 1 つ、T P P T、テクニカルパネル・オン・ファイトサニタリー・トリートメントを来年以降日本に誘致するという予算を概算決定してございます。

それにあわせてワークショップなどを開催いたしまして、途上国の方に技術移転もしくはディスカッションの場を提供するということを予定してございます。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

政府としては今そういった取り組みをしております。

○小川国際基準課長 答えがあるかなと思ったんですけども。先ほど山浦委員のほうから自給率アップ云々のお話があったんですけども。この問題というのは本当に臭化メチル使いたくなければ、我々として譲れないのは病虫害が入ってくることを認めることはできないわけです。したがって、見つかったらくん蒸しないで捨てるというのが本当はくん蒸しない手段なんですね。もちろん諸外国からつかないように持ってきてくれればいいんですけども、持ってきたものに対して見つかったらくん蒸しているのが今現状です。なので、ここはなかなか難しいところなんですね。

要は捨てちゃっていいんだというのであれば実はくん蒸しないで済むんですね。ということになっています。

それから、技術協力の点は非常に重要で、ここはI P P Cのつらいところなんですけれども、今、木下さんが言ったのは、日本としてどういう取組ができるかということなんですけれども、多分原さんがおっしゃったのは、I P P Cという世界の中でということをおっしゃったんだと思います。これは確かにそのとおりで、F A Oという途上国がたくさんいる国の中でつくるときに、必ずスタンダードをつくったときにできないと、できるようにしてちょうだいというのが実はまた、言い方はあれなんですけれども、スタンダードをつくるときのボトルネックにも他方になってきます。

したがって、そのバランスが重要になってきます。非常な技術協力が必要なスタンダードになると今度はつukれないということになってきますので、そこをよく見てやっていく必要があるのはご指摘のとおりだと思います。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

それでは、また足りない部分がありましたら、補足でご質問いただく形にしまして。それで

は、米倉様から、お願いいたします。

○米倉委員 3点ございますが、1つは先ほど発言がありましたことについて、誤解を生まないように私の意見を述べさせていただきたいと思います。

ポストハーベストによって臭化メチルの残留が懸念されるというような印象を私は受けたんですが、現実には臭化メチルの性質上、非常に気化性が高いものですから健康危害に影響を及ぼすような残留は起こりえない、起こる性格のものの薬剤ではないということは私の意見としてお話ししたいと思います。これについては専門家の方もおられると思いますので確認していただければと思います。

次に、かといって環境に対する影響が否定されるものではございません。これはまさに削減されるべきものということでは私は全くそのとおりだと思います。日本の農業生産の安全のためにも害虫の侵入防止のための手段としては、現状は放棄できない手段であるということもわかっているつもりです。ただ、削減する方法がないかということ、まだまだ削減の余地があるかと思っています。

そして、その1つは、私どもの協会の会員が生の青果を輸入する際に、ときによっては害虫であるかどうかわからないけれども、鱗翅目の卵が見つかったから臭化メチルでくん蒸するということが起こります。鱗翅目の幼虫というのは日本にもたくさんいますし、すべてが害虫とは限りません。これが害虫かどうか判断するには成虫まで育てなければなりません。それまで待つことができないのでくん蒸して輸入許可にしてくださいということで臭化メチルのくん蒸などとなります。これは現状やむを得ないことをみんな思っているんですが、現実には研究すれば、卵の段階でも幼虫の段階でもどの害虫であるか迅速に判断することは実質的には可能であると考えます。こういう技術を開発することによって臭化メチルの使用は削減できる余地が残っていると思います。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

今のご意見については、多分、病虫害をきっちと特定して、国内にいるような虫についてくん蒸するような不必要なくん蒸は削減していくべきというご意見だったと思います。

それでは、一応この議題については終わらせていただきまして、次の国際基準案についてのご説明を差し上げたいと思います。

○木下課長補佐 2つ目の基準のご説明に入ります。積荷のサンプリングという基準でございます。

基本的にいろいろなものを検査する場合、どういうふうにサンプリングするかというのが非

常に重要な観点になってきます。もちろん統計学的に検討された数量がサンプリングされるべきであるというのはもちろんのことでございまして、英文資料の上から3分の1ぐらいのところにございますが、これを読んでいただくと非常にどこかの教科書のようなというふうに思われるかもしれません。どういう量から、信頼水準いくらで、合格判定効率がいくらで、するとサンプルサイズは幾つになるというふうな表のようなものがついているという内容の基準でございます。パラメータを決めてサンプルサイズを決めていくという内容であります。

その基準に対してどのようなコメントを申し上げたかというのが次にございまして、内容については非常に教科書のとおりなので、内容というよりもこれを今後いろいろな国が使うに当たって、もう少しわかりやすく書いたらどうでしょうかというふうな点が1点。

また、もちろんこれも非常に教科書的な問題なんですが、サンプリングの量だけでなく、ランダムサンプリングというのが非常に重要なんですよということを強調したいということが2点目。

3点目として、もちろん正規分布の中からとれば何個になるというのは決まってくるのですが、どちらかに偏ったような、集中したような分布のものからサンプリングするというのは非常に難しい。理論上ベータ二項分布でできますよということが書かれてはいるのですが、実際、それを運用するのは非常に難しいのではないかという、非常に実用的な観点からの意見、この3点を申し上げたものであります。

それについての回答なんですが、事務局からは、基本的に補足するということが必要だということを理解されておるんですが、それは説明文書という形で今後つくっていききたい。これは過去にも例えば ISPM ナンバー15 ではQ&Aが出されたとか、そういうような前例がございまして、そういうやり方もあるのかなというふうに感じてございます。ランダムサンプリングにつきましてもランダムサンプリングの重要性とそれ以外のサンプリングの重要性、どちらも裏表の関係ですので、そのままでございます。また、ベータ二項分布のサンプリングサイズについては、これはできるかできないかというだけの問題ですので、特に修正がされていないという内容であります。

今後の対応案でございしますが、引き続きランダムサンプリングの重要性を述べるということと、今後各国が使いやすいようになるように計算方法等理解が得られるようにしましょうという点を引き続きコメントしてまいりたいというふうな対応方針案になってございます。

○島田検疫対策室長　ありがとうございました。

植物検疫についてランダムサンプリングというふうなことで申し上げると、多少どういうことをしているのかわからない場合もありますので。きょうご同封させていただきましたこの植物防疫所の資料の４ページを開けていただきますと、ここに輸入検疫というのがございます。これは輸入検疫の中でどういう形で検査をしているのかというような写真が入っております。例えばここで野菜の輸入検査ということで白衣を着た男性が中を目視、目で見て虫がいるかどうかを確認したり。それから、浮かべている木材の中で輸入検査それから、小麦の輸入検査については船の中に入りまして、ヘルメットをかぶったような形で一定の穀物をとって、そこに虫がいるかどうかを確認する。それから、オレンジについても同じように、この奥の箱の中から全体の量として満遍なく抽出をしまして、それが統計的に全体を満足する形でサンプリングをしていることでございます。

すべてのものを見る場合輸入できなくしてしまうことにもなってしまいますので、一部を取って確認をする作業をしております。このサンプリングについての基準が必要ということでございました。

補足で、ちょっと長くて申しわけございませんが。

ご意見ございましたらお願いをいたします。

秋山さん、よろしくお願いします。

○秋山委員 今の説明で大体分かりましたが、この基準ができて、我が国の今のサンプリングの方法には影響はないという理解でいいのでしょうか。

○木下課長補佐 ご質問いただきました。我が国のサンプリングにおきまして使っているパラメータ、この基準案はこのパラメータを使ったらこうなります、また別パラメータを使ったらこうなります、場合によってはそれを適宜にかえることができますという内容でございまして、我が国の基準がそれに合致している内容でありまして今の基準は変更ございません。

○秋山委員 はい、わかりました。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ、河村様、お願いいたします。

○河村委員 サンプリング率につきまして、実は私は諸外国の検疫当局などよく外国と話をするんですが、どのくらい検査してますかと聞きますと、例えば各国でも木製梱包材の輸入につきまして、各国とも大体３％ぐらいだよというんですが、実はこれ３％って一体何のことなのか、国によって随分違うんですね。

例えばこのオレンジの写真を見ているんですけれども、3%といったときに、この箱の中の3%なのか、全量の貨物の3%なのか、それとも荷口といいますかシップメントの、例えば100のシップメントがあるときのその3%のごく一部を検査するのか、この辺がなかなかわからないところでございまして。多分諸外国で皆さんがやっているのは、この荷口の3%くらいを検査しているということです。

その点、どうも私の感じるところでは、日本の場合は荷口に関してはかなり多くの検査をして、ものによっては100%近い検査をして。ただ、その荷口の中の数量としては少ないものを行っている。だけれども、同じ3%とか5%といったときに全く違うことを話してるんじゃないのかなという気がするんですね。

その辺につきまして何か解釈がございましたらお教えいただきたいと思うんですが。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

確かに諸外国との間でいろいろ解釈の違いがありましてこういう国際基準の作成の重要性が高まっていると思います。今の日本のやり方については、複雑でございますのでなかなかご説明はできないかもしれませんが、概略説明をお願いいたします。

○木下課長補佐 申し上げます。まず、荷口か全貨物かどうかということですが、我が国も荷口をその母数にしてございます。3%ということなんですが、この基準案もそうなんですが、それは荷口の大きさによります。大きな荷口から1%のものをとると、小さな荷口から1%をとるのでは、その効果は全く違います。よって、小さなものは全体に対するパーセントが高く、大きいものはそのパーセントは低くなっている、というのがこの統計学でいうところの同じ安全率を見込むための計算方法になっています。

よって、3%というのは見られた荷口がどれぐらい大きかったかによるんですが、あとは輸出入の大きさ、船の大きさに結局はよってしまって。例えば日本がその国に比べて大量の荷口を、つまり大きな荷口で輸入しているという場合は恐らく低いパーセントではないかと考えられます。少しずつ輸入する、小口輸入する場合には恐らくパーセントは上がってくるというふうに考えられます。我が国の基準は、本日の資料についていませんが、すべて公表されてございます。

○島田検疫対策室長 それでは、山浦様、よろしくお願いします。

○山浦委員 サンプリング方法について、ランダムサンプリング以外の方法があるということがコメントとして出されているようですけれども、それは何か重点的にある対象をさらに分析するなどという方法なんでしょうか。

○木下課長補佐 おそらくこれは経験則に基づくことだと思いますが、例えば船の隅だとかコンテナの隅だとか、よく虫が見つかる場所もしくは過去によく見つかったところを重点的に検査しましょうと。それも非常に理にかなった意見ではあるんですが、それをなかなか数値にするのは難しいということでございます。

○山浦委員 それから、素人考えなんですけれども、前歴のある事例についてはより厳しくサンプリングをするということも考えられると思うんですが、そういった方法は現実的ですか。

○木下課長補佐 日本では何%以上という基準を設けてございます。それぞれについて以上と設けてございます。また、植物防疫官はすべてコンピュータでデータを瞬時に、九州のデータをすぐに北海道に見れるというふうになってございまして、これは九州でいたんだなということがその次の港で、もしくは違った船が来たときもすぐにわかるということになってございしますので、それがインプットされたというか、それを理解して次のサンプリングに挑むという体制になってございます。

○山浦委員 事業者が何か害虫を大量に入れてしまったというふうなそういう前歴があった場合には、より厳しくすべきではないかと。

○小川国際基準課長 山浦委員がおっしゃったのはまさにそのとおりですね。むしろそれはこのサンプリングのところではなくて、インポートのインスペクションのときにノンコンプライアンス事案があったときにどうするかということだと思います。サンプリング率を上げるのと、検査の頻度ですね、フリークエンシーとインテンシティーを変更させていくというのは植物の世界でも食品と同じような措置が別途の規格でとられています。

むしろまさにこのサンプリングの理論のところに出てきているのは、統計学的な根拠をここで書いていっていると。そういう意味では秋山委員がご指摘されているとおり、今の日本のシステムは統計学的根拠に基づいて設定したものですので、当然これに当てはまってくるようになります。ところが、その中で統計学的にやれば、基本はランダムサンプリングで入っていくのが普通なんです、その他のサンプリングと同じように並列してずらずらと書かれているところがありますので、むしろ、先ほど木下の説明のように、学術書のように書くと各国使えないじゃないのというのがあるので、もうちょっとユーザーフレンドリーな書き方ができるのではないのかというのが日本のポジションだと思います。

先ほど河村さんからもご指摘があったような、一体何からどれだけサンプル取ってるんだと、このスタンダードでいうと、いわゆる荷口というのがどこの世界でも同じだと思いますが、ロットと、その中にユニットという概念があって、そこをきっちりとわかりやすく書いていくと

いうのが必要ではないかというのが基本的なポジションです。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

では、米倉様、よろしくお願いします。

○米倉委員 検査のサンプリングについて考えているんですが。初めてのものを初めての地から輸入する場合に検査しなければいけない重要さと、同じ地域で、しかも過去 30 年間同じものを輸入していて、過去 30 年間に何回出てきたかというのがわかっているものとの扱いは当然違っていいんじゃないだろうかと。先ほど出ましたノンコンプライアンス事例のときにはサンプル数をふやすということと軌を一にするんですが。そういうダイナミックな発想での検査のほうが効率よくて、しかも高い安全性を維持できるのではないかと考えます。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございませんようでしたら、次の議題に移らせていただきます。

今ノンコンプライアンスの話もございますけれども、多少ご紹介になりますけれども、例えば荷口のコンプライアンスがうまくいっていないこともありますけれど、例えばアメリカのカリフォルニアでミバエが発生しているというような特別の情報をいただいた場合には、その地域からの荷物は通常の検査よりも厳しく、サンプリング量を例えば倍にして検査をするとか。インテンシブな対応を当然とおるような状況でございます。ご参考まででございます。

それでは続きまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。

それでは、今度はミバエ類の有害動植物の低発生地域の設定でございます。よろしくお願いします。

○高野係長 それでは、まず簡単にミバエと低発生地域、ALPPということについてご説明します。

まず、ミバエというのはその名前のとおり果実等の実に寄生するハエです。大人のハエが果物に卵を産み、幼虫がその内部を食い荒らすと。このため植物防疫上重要な害虫として多くの国でその移動が制限されるなどの植物検疫措置の対象となっております。

お配りしましたパンフレットの 16 ページに写真が載っていますが、チチュウカイミバエやミカンコミバエと、我が国も非常に侵入を特に警戒しているものであります。

こういった重要性から、IPPCにおいても 2004 年にミバエの有害動植物無発生地域とシステムズアプローチのための技術会議、テクニカルパネルというものを設立いたしまして、特に重点的に検討しているという状況になります。

有害動植物低発生地域、これにつきましては有害動植物が一定のレベル以下にある地域のこ

とである。一定のレベル以下であれば有害動植物の存在が許容されていると、こういう点が無発生地域と異なる点であります。

その低発生地域というのがどういう場面で使われるかといいますと、輸出用の生産物の生産地域であるとか、無発生地域を保護するための緩衝地帯であるとか、もしくは低発生地域から低発生地域に生産物を移動するための地域というようなものに利用されております。

本案、ミバエ類の有害動植物低発生地域の設定ですが、基準の目的及びスコープとしましては、ミバエ類のシステムズアプローチの一要素としてALPPの確立と維持のためのガイダンスを提供するとなっております。

本基準は昨年の総会で差し戻しとなりまして、今度の4月の総会が2回目の総会を迎えるという状況になっております。

簡単に昨年までの我が国の対応というものをご紹介させていただきますと。まず1点目、FF-ALPP、ミバエの低発生地域をこのように略させていただきますが、この具体例、例えばチチュウカイミバエの場合、1日に1トラップに捕獲されるミバエが0.1頭以下のものをALPPとするというようなものを記述した附属書1というのが昨年の段階では存在しておりましたが、その附属書1というものの数字の根拠というものが明確ではなかったと。そのように明確でないものを用いるべきではないというコメントを行っております。

もう1つが、ミバエ類が自然に低発生であるような地域では、信頼できる記録があれば低発生であることを認定されるべきであるという記述が示されていたのですが、自然に低発生であっても調査によってステイタスを確認する必要があるというコメントを行っています。

これらのコメントはいずれも基準案に反映されておりまして、現在この4月にかかる基準案からはこのような懸念点はなくなっております。

この総会にかかります要件の対応としまして、まず一般的な要件、作業計画を決めて文書化と記録保持を行うというような、どのような手続に従って低発生地域を設定するかというようなことが書かれております。

そして、昨年の各国協議での対応ということですが、昨年の各国協議には他のISPMとの整合性や、調査方法の明確化等で若干のマイナーなコメントを提出しております。

その結果、我が国のコメントについておおむね受け入れられる形で変更されております。

また、我が国以外のコメントに基づく変更としましては、どのような発生量を低発生とするかについての説明が不十分であるというようなコメントに対しまして、具体的な考慮すべき点を示しております。具体的には、貿易相手国によって規定された発生量または同じような状況

にある他国の例を参考にしましょうというようなことが追加されています。

もう1点、ミバエの発生量が特定の低発生レベルを繰り返し超えるというような場合は、ステータスを失っているため、再設定が必要であるというようなコメントが反映されております。

4月の総会採択案への対応方針案としましては、これまでの我が国の主張はおおむね反映されたものであるため、特段の大きな実質的問題はないと考えますが、ほかのISPMとの整合等考慮しつつ、適宜対応することとしたいとなっております。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

あわせて、ミバエというのがこの植物防疫所のパンフレットの17ページ、16ページのところに載ってございます。我が国にはいない果実の中に穴を開けてそこに卵を産んでしまうということで。日本にこれが入ると非常に大変なことになります。沖縄においてウリミバエというハエがおりまして、そのハエの防除に過去数十億円のお金を使って沖縄で根絶作業を行ったこともございます。今後、温暖化の影響で日本に定着するようなことがあると、経済的に非常に問題があることで、大害虫でございまして、絶対入れないというふうな対応をとらなければいけないと考えています。

今数十億円と申し上げましたけれども、このパンフレットの中には204億円と書いてありまして、国の税金で防除をしている状況もございますので、検疫としては絶対に入れないという気持ちで臨んでいる次第でございますが、今のものは海外において発生している場合における低発生地域の認定の基準でございます。

すみません、長くしゃべりすぎましたが、何かご意見があればお願いをしたいと思います。

山浦様、よろしくお願いします。

○山浦委員 有害動植物低発生地域という概念なんですけれども、これに対応するのは高発生地域ということになるわけですよね。その2つしかないという考え方ですか。例えばOIEのBSEに関する各国のステータスは3つですよね、以前5つでしたけれども。そこでのもう少しフレキシビリティを持たせる必要もあるんじゃないかというふうに考えてしまうんですけれども。

というのは、今お話にありましたように、地球温暖化によって、これまでは低発生地域であったかもしれないけれども、高発生地域に移行している途中であるというふうな事例もこれから出てくると思うんですよね。各国のステータスはかなり頻繁に調査なさっていると思いますが、そういうふうなことも含めて、簡単に低発生地域であるというふうにくくりを入れるのはどうかと思いますけれども、どうでしょうか。

○島田検疫対策室長 今O I Eとの比較で低発生というものの位置づけ、そういったものについてまたご回答いただきたいと思いますけれども。この低発生地域というのはあるエリアを対応しておりまして、そういう意味ではO I Eでいえばコンパートメントみたいな、ある地域を設定してということになると思います。

それで、多分O I Eの場合には国全体の位置づけもあわせて議論されているんだろうと思いますので、正確に今回低発生地域がどうやって設定されるかについてご説明の上ご回答いただきたいと思います。

○高野係長 低発生地域の設定ということですが、どこまでを低発生というか、温暖化によってちょっとずつふえてきたら問題ではないかというようなご指摘だったと思いますが。具体的にはミバエですとトラップ当たり何頭、1日に1トラップ当たり何頭のミバエがとれるかというのを指標にすることが多いというふうに記述されております。

具体的に何頭かということは各国がそのリスクを分析して決定できることになっておりますので、気候条件の変動等によって値を変更する必要がある場合は、その輸入国もしくは貿易相手国がその値を再検討できるというようなことになっております。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

すみません、たびたび口をはさんで。先ほどトラップという単語が出てきましたが、これも多分植物検疫の人間からすると一般的なんですけれども、皆様からするとちょっとおわかりにならないかと思うので、10 ページの国内検疫と書いてあるところの下の写真がございします。これの一番右側に検査官の人間が、わなでございしますけれども、トラップで虫が捕まっているかどうかを確認することでございまして。ここに捕まっている量が全然捕まっていなければまた無発生の証明になるわけでございしますけれども、一定程度虫が捕まっているかによって低発生を定義するというふうなことでございします。

今のご回答でよろしかったでしょうか。

それでは、秋山さん、お願いいたします。

○秋山委員 先ほどの説明の中で、ペストフリーエリアの周辺地域の虫がいる緩衝地帯的なところにこれを適用するんだと、という理解でいいわけですか。

○高野係長 そういう使い方もあるということです。無発生を守るための低発生というものと、低発生のみで利用し得るという場合があります。

○秋山委員 そうすると、ペストフリーエリアの周辺地域というのは広大な地域になると思うんですね。そこで果物生産している地域にトラップをつけるとなるとものすごい経費がかか

と思います。低発生地域を特定するためには、全地域に1平方キロに1つとか一定の基準でトラップを設置して、相当長期間調査をした結果、これを認定すると、そういう理解でいいんですか。

○高野係長 そういうことになります。調査を行う必要があるということになると思います。

○島田検疫対策室長 よろしゅうございますか。その低発生をどうやって使うか、今のものについては無発生地域の外側に低発生を確認するためのエリアを置く場合のお話。それから、低発生の地域であっても、その低発生の状況を確認した上で、その他の措置と組合せ、例えば熱処理をするとか、その他検査官が念入りに検査をするとか、そういったものと組み合わせてやるような仕組みをシステムズアプローチといいます。これはシステムズアプローチが諸外国では利用されているわけございまして、低い発生エリアから嚴重なる検査をして、あるいは一定の処理をして出すというようなやり方をする場合がありますので、特にミバエを有している、ミバエがいる国の担当者としてはこういう低発生というものも重要になってくるわけございします。

我が国としてはパンフレットに示したような重要なミバエはいないので、そのミバエを国内に入れないという視点からこの基準を見てきたわけです。

以上補足します。

ほかにご意見等ございますか。お願いいたします、米倉様。

○米倉委員 チチュウカイミバエ等の今までの非汚染地域への侵入のケースというのはほとんどの場合が旅行者の手荷物からであったというふうに後でわかっているケースが多いと思います。

それと、ギョーザの事件等もありましたんですけれども、いかに防ごうと努力しても防げないリスクというはある。このチチュウカイミバエというものは非常に重大な危害でございまして、少しぐらいいいやというわけにはいかないということは、入った後にいかにそれを拡散させないか、そのリスクマネジメントが非常に重要になるかと思います。予防のための措置を工夫する、それから経済的、それから国際社会の調和のためにある程度の許容範囲を設ける、これも大事な視点でございしますが。

ことひとたびおきたときに、どうやってそれを閉じ込めるか、もしくは取り除くかということについて。例えば私もどうするんだと、国内に入っちゃったとなったら、どこへどういってどこを流通しているのかというのはきちんと押さえておくべきだと思いますね。あとは、その地域でその移動を、今どこにどうなっているのかを調べる方法ですね。例えば国内で流通して

いるトラックを臨検できる法的根拠があるのかどうか、そういうふうなところまで考えておいて、万が一です、万が一でもあったときのリスクマネジメント、間違えました、クライシスマネジメントをしっかりと国際会議の場でも主張しておくべきことじゃないかと思います。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

よろしゅうございますか、ほかにございますでしょうか。

それでは、最後の I S P M の 5 番の植物検疫用語集の改正のご意見をいただきたいと思いますが、まずご説明をお願いいたします。

○高野係長 I S P M ナンバー 5、植物検疫用語集の改正ということですが、これは最初の課長の説明の中にもありましたが、I P P C で使う用語の定義ですね、それを辞書的に一覧にしたものになります。このナンバー 5 については毎年見直されることとなっています。

今回総会にかけるために、1 つは用語集の中身そのものと、もう 1 つがサプリメントといまして用語の解説をさらに詳しく示したものが各国協議されました。

まず、昨年の各国協議の際の補足案としてご説明いたしました「剥皮及び樹皮無し材」、この補足案についてご説明申し上げます。この補足案は先ほどのミバエの基準と同様に、昨年総会で差し戻された、2 回目の総会を迎えるものになります。

昨年非常に経緯が複雑なものになっております。この「剥皮及び樹皮無し材」というのは当初は独立した 1 本の I S P M として 2006 年に各国協議されました。このときには病虫害と樹皮とのリスクの関係というようなものについて記述されたものになっていました。しかし、その後、病虫害のリスクと樹皮との関係についての科学的根拠の検討が不十分であるということから、用語集の補足案としようということで、2007 年の総会には補足案という形で提案がされております。その補足案が総会から差し戻しをされ、再度この昨年の夏に各国協議されたという形になっております。

これまでの我が国の対応としましては、まず樹皮と病虫害のリスクの関係について、記述をするときは科学的根拠が必要である。そのようなリスクについての記述がない場合は独立した I S P M としての価値がないのではないかというコメントを出しております。

結論から申しますと、紙の横表の 2 ページ目の 3 の一番下になりますが、結局、その補足案としても認められないということになりまして、用語の定義のみ、樹皮、樹皮無し材、剥皮材という言葉の定義のみが本次総会に提出されることとなりました。

また前後しますが、昨年の各国協議、このときは補足案としてかかったわけですが、そのときの我が国の対応としましては、真ん中の②の 2 ページ目ですね、「一般の製材過程で

は、針葉樹に3%、非針葉樹に10%以下の樹皮が残る可能性がある。」と記述されているが、そのような具体的数字には科学的根拠が必要であるというようなコメントを出しております。

結果としましては、このような記述を含む補足案自体がすべて削除されておりますので、我が国のコメントは反映されていると考えてよろしいかと思います。

以上、補足案の説明になります。

そのほかに用語集の中に入れる新規用語として、「プレバレンス」「トレランスレベル」というようなものが各国協議されておりましたが、これについても検討不十分ということで今次総会には提出されないこととなりました。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

本日は全国木材組合連合会からもご出席をいただいておりますので、何かご意見があれば賜りたいと思います。

いずれにしてもこれは先ほど小川課長のご説明、今の高野係長のご説明にありましたように、用語の定義を示すものでございまして、剥皮と樹皮無しについての定義が出たということでございます。

何かご意見ございましたらお願いいたします。

○河村委員 それでは、荷主協会から先にちょっとコメントさせていただきます。このデバークキングの問題といたしますのは、木材の移動のみならず輸出入の貨物に使用します、貿易貨物に使う木製梱包材についてちょっといろいろと諸外国がいろいろな規定を持っております。

特にEUが今この規定にことしいっぱいまでに猶予期間を設けております。欧州ではこれについて既にもう厳しい規定を設けております。

アメリカ等の検疫当局並びに木材業界、また産業界挙げてEUの規制に対して大反対をしております。つまり、既に定められたISPM15に定められた消毒基準を用いれば、樹皮が仮についていたとしても虫が死ぬはずではないかと。虫が死なないという科学的根拠を示さない限り、DBマークを要求する、またはデバークキングを要求するということはむしろ国際基準の趣旨にあわないという、むしろこれはアメリカの木材業界の国益を代表する形のコメントをアメリカ官民挙げてその意見を持って。彼らの戦術としては、この論理にもっていったらISPM15自体の改正をしない限り、EUにこれを認めさせないとかうっておりますので、日本の業界もアメリカの動きに少し安心してのっているんですが。

できれば日本の農林水産省でもここら辺の問題につきまして少し関心をお持ちいただきまして、不必要なデバークキングを輸出の木製梱包材にしなくてもいいような動きをしていただける

とありがたいと思っております。

ややその定義から外れたコメントになりますけれども、この機会にお話ししておきたいと思いました。

○島田検疫対策室長 清水様はよろしいでしょうか。

○清水委員 特に、お願いする点はありませんので今回は意見を出さないで結構です。

○島田検疫対策室長 それでは、今の河村様のお話については私どもとしても今後の基準に関する議論がまた再開されましたら、その段階でまたご相談をさせていただくようにいたします。いずれにしても今回は用語の定義、これで問題ないかと思いますが。

よろしければ、これで I S P M 案に関する 4 本の議事については終わらせていただきます。

続きまして、もう 1 つございまして、これはファースト・トラック手続に基づくものでもし必要があれば後でご説明をお願いできればと思いますが。植物検疫の処理のための放射線処理が I S P M の案の中の処理法としてあがってきておりますので、そのご説明をお願いいたします。

○高野係長 それでは、個別の放射線照射処理に関する I S P M 案の策定状況についてご説明申し上げます。

I P P C における放射線処理の取扱いについての経緯ですけれども。まず 2003 年に放射線処理を行う際、各国が行うべき措置について示した I S P M ナンバー 18、「植物検疫措置としての放射線照射の使用のためのガイドライン」というものが採択されております。その後、2006 年 4 月の I P P C 総会にて、14 件の個別の有害動物に対する放射線照射処理方法、これ、後ほど一覧表をお見せしますが、検討が作業プログラムに追加と。これを受けて、個別の処理がファースト・トラックにて各国協議されたというふうになっております。

具体的にどのような基準案の内容になっているかといいますと、個別の対象害虫、ニシインドミバエからリングミバエまで、このような害虫に対して所定の効果ですね、羽化防止であるとか成虫不妊化であるとかそういった効果を得るために必要な最小の吸収線量を規定しております。

対象の植物としましては、このような害虫がつくすすべての果実、野菜（及びナッツ）というものが対象品目としてあげられております。

この効果が非常に次世代成虫成長防止であるとかわかりにくいんですが、一言で言いますと、要は子孫がふえないと、そのような効果を得るものであります。

今回の我が国の対応としましては、以下の概要のコメントを 1 月に I P P C 事務局に提出し

ております。

まず1点目は、この放射線照射処理基準というのがすべての野菜、果実（及びナッツ）を対象としても有効であるとされていることにつきまして、根拠文献を検討したところ、植物によって放射線耐性に影響を及ぼす可能性が示唆されていると。また、ある病害虫に対し有効な線量について、寄主植物によって異なる結果も示されているということから、すべての野菜・果実というものを対象にすることはできないのではないかと。これについて再検討が必要であるというコメントを出しております。

もう1点といたしましては、この提案されている処理の線量の測定方法に関する具体的な記述がないという点について、具体的な処理方法に関する記述を盛り込むべきであるというようなコメントを出しております。

今後の予定になりますが、現在IPPCの事務局がこの基準案についての調整を行い、その結果により次の4月のIPPC総会にて採択されるか、基準委員会による再検討が行われるかが決定されることとなっております。

以上です。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

ご意見をいただく前に、あわせてこのファースト・トラックの手続等々につきまして、小川課長のほうから補足をお願いいたします。

○小川国際基準課長 資料2、今説明あった資料の1ページ目の一番下のほうに注でファースト・トラックとはということで書いてあると思います。現存のISPMに技術的附属書アネックスを追加する際に用いられる手続である。通常手続と異なりというのは、通常の手続は先ほど説明申し上げましたとおり、新規作業をする際に総会で承認があって以降ずっと続いていくんですけれども、かつ総会で提案されて採択されるという入と出に総会の承認が必要なんですけれども、このファースト・トラックが使われると、この注に書いてあるのは一番仕上がりのことが書いてあります。本手続が各国協議の際に技術的内容について異議が提出、本案がオブジェクションが提出されない場合には、総会で議論しないで自然成立するという仕上がりが違うのと。

実は入口も違いまして、1の経緯のセカンドアローのところに最後に、作業プログラムに追加というふうに書いてありますが、これ別に総会で承認したわけじゃないです。出てきたものを総会はテイクノートするだけです。したがって、新規作業の承認もいりません。自然に作業によって、フォーマルオブジェクションもなければ自然に採択されると。その意味でファース

ト・トラックということで。これはIPPCに特有の手続になります。

○島田検疫対策室長　ありがとうございました。

それでは、ご意見を伺いたいと思います。まず、では山浦さんに最初にお願いいたします。

○山浦委員　放射線照射につきましては、20 数年前から消費者団体はこの問題性を指摘しておりまして、国内においてもジャガイモの発芽防止にだけ今例外的に認められておりますけれども、日本においてはこれを禁止というそういう状況であることは皆さんご存じのとおりです。

今回こういった検疫の問題として放射線照射が出てくるということは非常に問題があるというふうに考えております。日本政府として慎重論を述べられている、これ自身方向性としてはよろしいかと思っておりますけれども。しかし、この効果の問題、そして当該の農作物に与える問題ですね、そして安全性の問題、こういったことをコーデックスで議論されていると思っておりますけれども、しっかりと検討した上でなければまずい、技術の導入自体も問題があるのではないかというふうに考えます。やはり日本としては慎重であってほしいと思います。国内のそういった体制を踏まえて、この放射線照射処理ということについては否定的な見解をぜひ述べていただきたいというふうに思います。

いろいろな日本政府のコメントで、測定の問題とかございまして、これについても私どもも消費者がそれを食べるときに一体照射されているのかどうかということがわからないということも含めていろいろと疑問がございますので、この点についてはやはりあくまでも慎重に対応していただきたいというのが私の意見です。

○島田検疫対策室長　原様、よろしくお願いします。

○原委員　私も山浦さんと大体同じで、食品照射によって、等々力さんは今日いらしていますが、中にアルキル・シクロ・ブタノンといった安全性の十分確認されていない物質が生成することが報告されておりますので、慎重にやっていただきたいというふうに思います。

それから、日本政府のコメントとして、3のところにのせられている野菜・果実に対する影響に関して、やはり野菜や果実というのはとった後も生きていて、追熟をさせたりいろいろなことをさせておりますので、照射によって生物作用を減弱させることはかえってマイナスになる面もあるのではないかと。

それから、検疫におけるいろいろな病害虫の防除方法等と違って、やはり放射線を使いますのでその管理に非常に難しい点があるということで、作業員の被ばく等懸念されるということで。特に日本だったらきちんと管理できるかもしれませんが、途上国においてそのあたりの管理がきちんとできるかというのは大変心配がございますので、この照射の基準に関して

は慎重にやっていただきたいというふうに思います。

○島田検疫対策室長 秋山様、よろしくお願いします。

○秋山委員 1つ質問と、あと2つほどコメントをお話ししたいと思います。

1つは、ここの資料2に次世代成虫成長防止という、これ訳語よくわからないから原文見たら F1 アダルトと書いてあるんですけども。これは羽化防止と同じと解釈していいんでしょうか。

○島田検疫対策室長 後でまとめてお答えさせていただきます。

○秋山委員 はい。あとコメントですが、ナンバー18 の基準でも記載しているように、殺虫線量では野菜とか果物に障害が出るということで、実際にはその効果としてそこに書いてあるように羽化防止、産卵防止というレベルの照射線量で処理しようということです。これだと、ナンバー18 にも書いてあるように、幼虫はピンピンして生きてる場合が多いんですよね。しかも、照射すると通常の幼虫期間よりも長く生きている、なかなか蛹にならないとかそういうことも知られておりまして、こういったものが一般消費者に渡ったときに生きた幼虫が見つかる可能性があるということです。表示の問題とも絡むんですけども、消費者の段階で生きたミバエの幼虫が見つかったときの対応についても検討しておいたほうがいいのかなと思います。

それと、今回の基準ではミバエ類とかサツマイモノメイガが対象ですが、例えばアブラムシ等のウィルス等を媒介するベクターに対しては問題があります。将来野菜のアブラムシについて検討されるときには、生きたものがついてくるわけですからベクターとしての重要性の検討も必要かと思います。

以上、3つほどご質問とコメントです。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますか。

等々力さんのご説明は全体後ほど技術的なところでご説明いただいたほうがよろしいと思いますので、それ以外の部分について私どもからお答えできる部分でお願いをしたいと思うんですが。

山浦様から特にお話をいただきましたように、消費者団体の方々については非常に不安に思われることから、否定的なコメントをいただきました。あわせて、特に表示の面でどうなっているかあるいは今後どういうふうに国際的に位置づける可能性があるかということをお答えするべきと思っております。

それから、特に植物防疫所につきましては、先ほど秋山様からお話があった。次世代のものの成長防止に関するご質問と、それから殺虫ではなく、生きた虫が入ってくるという観点からいえば、その虫自体の経済的な損失あるいは食害を検討すべきこと。

それからあわせて、虫がウィルスとか細菌を媒介するベクターとなることがあるので、それが国内に入ってくることで自体が問題ではないかというご指摘だったと思います。今の点について高野さんから何かお答えをお願いします。

○高野係長 まず、次世代の成虫発育防止ということですが、ご指摘のとおり、羽化しないということです。

あと、ベクターという点につきましては、ベクターとなり得るものは子孫をふやせない不妊虫であっても非常に検疫上のリスクは高いということは考えられます。既にあります I S P M ナンバー18 のほうに、どのような効果を放射線照射処理によって求めるかという記述の中に、ベクターに対しては殺虫処理が適切であるという旨が示されています。したがって、ベクターとなるものについては生きたものが入ってこないようにするということが適切であるというふうに解されます。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

それでは、特に食品の安全性という点と原様からは、その処理施設自体の労働安全性という視点でのご意見をいただきました。それから、山浦様からは、放射線は目に見えないということでそれが放射線照射処理がされているかどうかということについての判別の技術についてもご質問があったかと思います。それから、原様からは、放射線そのものの問題というだけではなく、放射線を当てたことによってできる化学物質等に問題はないかというふうなお話をいただいたかと思います。

きょうは食品総合研究所の等々力様にも来ていただきまして、特に食品照射の専門家としてご意見なりご説明をいただける点があれば我々の理解もしやすいと思いますので、そのあたりお願いできればと思いますし、あわせてご意見があればお願いいたします。

○等々力委員 食総研の等々力です。消費者の原さんともよく別の場所でも一緒にいることがあるんですけども、非常に慎重論があるということも十分理解しております。ただ、コーデックスなりWHOの見解としては照射食品についての安全性は問題がないということがまずあるということです。食べるものの安全性ということが I P P C の中で議論の中には入らないんだろーと思いますけれども、国際基準の中では認めているというのが食品の安全として認められているという見解があります。

日本の中でこれからどう扱っていくかということは多分消費者の皆さんそれぞれのご心配等もございますし、何らかのコンセンサスを得て、食品としてどうするかということはまたこの場とはまた別の議論になるのかと思います。

ただ、それが植物検疫処理として照射を使った場合の技術的な従来の検疫というのと照射処理の効果というのが、その場で虫がころっと死ぬものではないということも秋山さんご指摘のとおりでございます。その次世代等、殺虫剤をかけたようにものが死ぬということではないということで、食品照射というものを検疫として使う場合は従来とは違った考え方が必要になってくるということもあります。

あと、具体的にあがりました化学物質等の安全性、それにアルキル・シクロ・ブタノンということが特に原さんのほうから出ましたけれども、この物質については脂質が非常に多い、肉類とかそういうものに、脂肪の分解物として放射線照射でなければ今のところは認められていないと考えられている分解物ができているという報告がありまして、それについての安全性についての議論がなされているという現状がございます。

まず、検疫線量は、肉の殺菌とかに使う線量よりも（非常に）低いということ。それから、もともと持っている食品としての成分で、（それが果実ですとかそういったものの中で、種を食べれば別ですけども）、脂が多いものに出来るということです。（果実の場合の生成量）は非常に少なく、肉からできてくるものとはオーダーが全く違うということで、そういうこともリスク評価には考えなければいけないということです。国際的には果実類を照射したときに出てくるシクロブタノンということを懸念するということはほとんどないというふうに私自身は理解しております。

あと、照射施設の安全性ですけども、これはいろいろご心配もあるかと思うんですけども、現時点で食品照射以外の医療器具の滅菌ですとか、それからいろいろな材料等の改質等におきまして実は放射線源使われているということは国内においても国外においてもあります。そういう中である程度の使用実績がありまして、作業者の安全等は、きちんといろいろな国においても原子力の規制当局が認可した施設で査察等を行う、国際的な基準が定められた中で実施するというものでありまして、懸念は少ないのではないかと思います。

あと、照射の考え方としまして、線量を当てたか当ててないかということはそのときのパラメータをコントロールしてきちんと記録をとるということで基本的に管理します。国際的にも表示をする、それから記録を保存する、トレーサビリティを確保するというので、処理をきちんとするということがまず一義的に考えられております。あとは消費者等の選択の自由です

とか、ものの流通をスムーズにするということで表示の規定もございます。

検知技術というのもございまして、一部例えば殺菌線量の香辛料ですとかある程度のものには 100%とか線量までわかるとはいいいませんけれども、照射をされたかされないかを後から科学的に検知する技術というのもある程度実用化して（います）、厚生労働省もモニタリングを開始したし、海外でも実際市場のものを買い上げていろいろなものが見つかるというような事例もございますのである程度機能しているというところであります。

ただ、検疫の場合は線量が低い、それから照射された後も代謝が続くということです。検知技術をもって今の段階で全く不可能とは思いませんし、バレイショ等について私自身でも研究して、殺虫線量に近い線量のものが検知できるというデータも持っていますけれども、果実検疫については照射したかどうかを科学的に後から確認するというのが技術的に確立しているかという、その状態ではないというふうに思います。

というのが全般的な説明です。ちょっとすみません、長くなりましたけれども。

それで、私はちょっとさっきは質問がしたかったんですが。現在の I S P M のナンバー 18 というところで一応 12 個線量が、アネックスでしたかアペンディックスでしたか忘れたんですけども、すでに、特定の害虫のグループに対する線量のレンジが記述されていると思います。今書いてあるというものが独立した I S P M 28 に具体的なものに限られ記述されるということは、意義としてどう今の状態から変わるのか。

一番最初にきょう臭化メチルの代替法をガイドラインとするという説明があったときに、28 をどうするか、その扱いによってはまた 28 の持つ意味が変わってくるのかなと最初にお話を聞いていて思ったんですけども、これもちょっと整理してご説明いただければ今後のことにも理解に役立つと思いますので、お願いいたします。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

それでは、これに関する追加質問を受けさせていただきますが。その前に、まず小川課長からご回答をしていただいて、その上で先ほどの処理法が実はナンバー 28 に植物検疫処理の幾つかの、新しい検疫処理についての考え方もあわせてお願いをいたしたいと思います。

○小川国際基準課長 今回の議論で等々力委員等々ご指摘あったことをちょっと整理させていただきますと、今ここで議論しているのは植物検疫処理として放射線処理に技術的な問題点があるかないかということがこの I P P C の世界では問題になっているわけです。他方、これを食品として摂取するということになると、今度はフードセーフティコンサーンが出てくるということになるわけです。

植物検疫処理としては I S P M18 が 2003 年にできて、実はコーデックスで放射線処理も 2003 年なんですね。同じ年にずっと実は放射線処理の議論がされてきておるわけでございます。したがって、国際基準の世界で申し上げると、フードセーフティの部分については今度はコーデックスのほうで議論していくと。

現実の今度は貿易の場面になったときには、2つに分かれてなくて1つのものしかないわけですよ。それが植物検疫処理として行われても、実際にフードとしてなれば、今度は食品安全としての措置がチェックされなければいけないので、現実問題としてはこれが入ってくるときにはフードになる、最終的に食べるんだということであればまず輸出国側にそういったフードセーフティの問題がありますよと、現実問題として山浦委員がご指摘になったようにジャガイモの芽以外は認められていませんので、そちらやってくださいよということにもつながっていくわけになります。

それから、植物の場合、与える量が少ないので、どうやってわかるんですかということ。したがって入ってきちゃう場合もあるんじゃないですかというご懸念につながってくるのかもしれませんが。国際基準上、フードセーフティでは表示なりトレーサビリティ、これ規格できておりますけれども、他方で植物検疫の場合、これ要は入れちゃいけない虫がいるところから入るので処理して不妊化していいでしょうとかそういう措置なわけですね。植物検疫の場合、発生している地域から輸入する場合には、輸出国側で措置をとってもらって、プリクリアランスと呼んでいますけれども、植物防疫官が確認しに行きますので、したがってそこで放射線処理をするということはないんですよ。放射線処理をすれば待ったといいますし、もともとそれが食品として摂取できないのであればその措置は認めないわけですので。

植物検疫のファイトサンタリーメジャーとして要求している場合においては間違って入ってくるということはないんですよ。措置をするときには防疫官が確認しに行きますので、そこで放射線処理していればちょっとちょっとというふうになりますし。普通は別の冷凍処理とかしてるわけで。それにさらに放射線処理をご丁寧にお金かけてする人はいないはずですので。

したがって、植物検疫措置としての信頼性というのは担保されています。そこをちょっと現実の問題とインターナショナルスタンダードの問題というのが2つ、しかもさらにフードセーフティの問題もかかわってきておりますので、ちょっと整理してかからないと難しくなってくるかなと思います。

それから、そういう面ではこの問題、私どもいただいたときからすぐさま厚生労働省に、これ輸入するときにはものは1つしかありませんので、フードセーフティの問題がありますとい

うことで相談してやってきております。

それから最後に、国際基準上、さっき等々力委員のほうから 18 と 28 の関係があったと思いますが。私も同じような問題意識をこの 2 つを読んでいるときには持っていたんですが。恐らく 18 をつくったときには 28 が存在してないので、今後は多分 18 にくつつくのではなくて、すべて 28 にくつつくんだと思います。多分そうなると思います。

要は、放射線処理というものを植物検疫措置として要求するのであれば 28 でも足りるので、18 ではなくなるんじゃないかなというのが私の今の解釈です。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

では、山浦様、お願いします。

○山浦委員 先ほど等々力さんのほうからご説明があったんですけども、少し反論をしたいんですが。まず、今回検疫だから大丈夫だというそういう議論につきましては、こういった放射線照射ということが世界的に認められるということがやはり最終的には食品に使われるという、そういう道を開くものであって、やはりこれは慎重でなければいけないというのが私どもの考え方です。

それから、コーデックスで食品安全の問題において国際的な基準があるんじゃないかというそういうご意見でしたけれども、これにつきましては完全にまだ安全性が確立されているのではないんじゃないかというふうに私は考えます。いろいろな危険性の事例を科学者が指摘している事例もありましたし、これはまだ最終結論は出てないんじゃないかというふうに思います。

それから、検知技術についてあるというふうにおっしゃいましたけれども、例えば海草類ですね、照射があるかないかということにつきましては、海草類に付いた砂や重金属のようなものについての履歴を見るといった技術にとどまっているのではないのかなというふうに思います。まだ、例えば香料そのものについても検知技術というものはそれほど確立していないんじゃないかというふうに思いますので、この点についてもまだ技術的に非常に不確かなものであるという印象を私は持っております。やはりまだこれは十分使える技術ではない。むしろ今の段階では有害ではないかというふうに考えるのが自然だろうというふうに思います。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

○小川国際基準課長 ちょっと 1 点だけ。ここはお願いなんですが、要は I S P M の議論をしておりますので、日本としてフードセーフティ上問題があるといっても、これ技術的な問題点を提示しろといわれているところにそれ以外の世界からコメントしても取り上げられないだけなんですよね。むしろそれを繰り返すと、この人は質問していることについて答えてもらえな

いという受け止め方をされてしまうということだけをご理解ください。違う、例えばO I Eのところで何か議論しているときに、植物に問題だということを一われても、テクニカルなイシューとしては取り上げられないので、それはその場所で主張すべきではないかということなんです。

したがって、これ自身は実はフォーマルオブジェクションとして日本は既にこの処理について、放射線処理について先ほど今秋山委員なんかも追加で寿命を伸ばすだけじゃないとかいろいろコメントいただいています、その植物検疫としてのコメントとして本案のオブジェクションを提出して、総会で議論しようやというふうにしていくことは方向としては出ております。ただ、どうしてもその世界を外れた部分でコメントしてもなかなか難しいというところだけはぜひご理解していただきたいと思います。

○島田検疫対策室長 それでは、今等々力さんのほうから手が挙がりましたので、等々力さんにちょっとコメントをいただきたいと思います。

○等々力委員 ちょっと私が説明した部分と私が説明したことに対する山浦委員の理解が違うところもあったとか、それはまた別のところでお話しすればいいだろうと思うんですけども。1つだけお願いというか、私の所感を言いますと。日本でこの措置をどうするかということは消費者のお立場もございますし、皆さんのいろいろな立場から食品として最後は食べるところにどうするかは別な席でも考えなければいけないことだと思うんです。けれども、植物検疫措置として技術的にどういうものでこの措置があるのかということに対して、正しく科学的に理解する。反対するにしても賛成するにしても。先ほどあったアブラムシの問題ですとかどのような効果があるのか、ほかの殺虫処理方法とどのような違いがあるのか、やはり農林水産省の植物検疫当局としてこの事実を理解しておく必要はあると思いますので、調査研究だけはやはりお願いしたい。いい悪いは別として、調査をしているから日本は輸入をもくろんでいるんじゃないかというのではなくて、反対するにしても賛成するにしても科学的な根拠は必要だと思いますので、そういうことはやはり推奨されるべきではないかと、私の研究者としての立場としてはそう思っております。

○島田検疫対策室長 それでは、米倉様、お願いいたします。

○米倉委員 等々力さんの前回のご説明の中で、低線量の照射でそれが野菜・果実の場合にはなかなか十分検知できないと、まだなのかがっかりした部分なんです。技術的には野菜・果実じゃなくて、その想定される昆虫の幼虫とか成虫について検知はやはり難しいんでしょうか。

では続けていいですか。なぜかといいますと、例えば生きているのが見つかったという場合、どう判断するか。それが何かの間違いで十分照射されていないものが紛れ込んだのか、照射されたものか現実問題クリティカルな 이슈 になるとおもいます。ちゃんと照射受けているのか受けてないのかがわかれば果実とか野菜で検知できなくても、出てきた虫を対象に照射を受けているかどうか調べられれば照射したことの証明する実用技術としての資格を得るんじゃないかなというふうにお話伺っていて思いました。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

今のお話について植物検疫上の話からさせていただきますと、放射線照射をした虫自体多少その形態が変わる場合もあり得ると聞いているんですけれども、実質的にそれをもってそれが照射をしたかしないかということについて確認ができるレベルにはないと伺っております。そういう意味では書面において照射がされたという確認をするにとどまっている状況だと聞いております。

そのほか何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

これは今後日本としては先ほど申し上げましたようなフォーマルオブジェクションを提出をさせていただいております。他の国の状況も含めて見なければいけません、このフォーマルオブジェクションが出ているものについては直接は総会で議論がされることにはならないと理解しておりますので、実質的には今後の検討を踏まえて再度この放射線照射に関する検討が進むとご理解をいただければと思います。

こちらの I S P M 案についての意見交換はこれで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、先ほど小川課長のご説明の中にもございましたように、今次総会において採択予定のトピックつまり I S P M 案については最終段階で国際基準となるかどうかというステージにある I S P M 案についての意見交換でございましたけれども、今度はいわゆる I S P M にするかどうかの検討を始める卵の状態でございますけれども、それに関するご説明を一括ご意見をいただく形にさせていただきたいと思います。

それでは、木下課長補佐のほうからご説明を差し上げます。

○木下課長補佐 また説明担当します木下でございます。

9つ連続でご説明させていただきたいと思います。

日本から提案しているのが1つ、この一番最初の輸入許可としてのパーミット使用のためのガイドライン。パーミット、輸出入にかかわる方はよくご存じかと思いますが、各国があるものを輸入するときに許可を得てくださいねという国が結構ございます。それが相当いろいろな

国によってやり方、手続きが違うものですから、お互いのためにルールを決めましょうというのが我が国の提案でございます。

昨年秋提出したんですが、総会にかけていただけるということで、これを維持したいというふうに考えてございます。

それ以降、次の植物検疫プログラムのための認可システム、これは名前だけ見るとよくわからないんですが、アメリカのように広い国ですと、国のみならず州ですとかいろいろな団体が措置をする、検査をするという場合に、いろいろなそれを認可するための手続について定めていると、これを国際基準にしましょうというふうな内容だと聞いております。

それ以降、個別の基準案でございます。切り花、葉っぱ、穀物。

次のページにいきまして、ここからちょっと毛色が変わって、海上コンテナ、航空コンテナ、植物のみならずそれを輸送する手段そのものがリスクを運んでいるのではないかという観点からの提案でございます。

その次が国際廃棄物、これは中央アメリカ諸国が提案してございますが、例えばAという国からBという国を通してCに輸出する場合、物を動かすと必ずごみが出ます。例えば航空機ですとお客様にミールを提供すると残渣が出ます。それをどこで下ろすか。というのはどの国もリスクがあるものは欲しくないんで、うちの国に下ろさないでくださいよということで押しつけあいも起こりますが、それらのルールをつくりましょうという提案でございます。航空機のみならず船舶においてもごみが出るので、それをどうするかということでございます。

その次が、これはS t r i g a属という、余り聞き慣れないかと思いますが、寄生植物の同定のための非常に技術的な基準でございます。これもファースト・トラック的なものでございます。

その次に、生木からつくった木製品、手工芸品。これも木材については今まで相当検討されてきましたが、その加工品については余り検討されてこなかったということで、その基準を設けましょうという提案でございます。

以上、9つが提案されておられまして、我が国の方針といたしましては、我が国が提案した基準、トピックスについては採択されるよう、またその他のトピックスについて、今の説明にもございましたが、I P P Cは相当仕事を抱えてございますので、類似するものについては過剰な作業量にならないように重複を避けましょうというふうなコメントを提出して、より効率的に進めていきたいと思いますというふうな意見を主出したいというのが提案でございます。

大変急ぎましたが、以上でございます。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

それでは、順不同で結構でございますので、それぞれの視点から各トピック案についての意見等あれば賜りたいと思います。

それでは、秋山さん、よろしくお願いします。

○秋山委員 今回採択予定の新規採用のトピックの中に、いわゆる植物ではないものの検疫についての基準を作ろうという動きがございます。我が国の検疫は植物に限って実施しているわけですが、これについて今の時点での農林水産省の考え方といたしますか、今後はこういうものも含めるのか、あるいは将来ともこういうものは対象とならないと考えているのかについてお聞かせ願えればと思います。

○島田検疫対策室長 河村さんのご意見はまた別のところですね。では、一たん切らせていただきまして、日本政府としての考え方をご説明申し上げます。

○別所植物防疫課長 遅れてまいりまして申しわけございませんでした。植物防疫課長の別所でございます。

今、秋山委員からのご質問でありますけれども、実際に実は今既に各国との間でバイの問題としてこの種の問題が取り上げられているものがございます。その対象害虫としては基本的には森林害虫になっているジブシーモスというガの一種なんです、そういったものが例えば中古車に産みつけた卵とか、それから船舶に産みつけた卵とか、そういったものが一種の侵入経路になっているというのがアメリカ、カナダ、もしくはニュージーランド等から指摘があまりして。

I P P C条約上の植物検疫措置としては、容器包装のみならず、運搬手段についてもその検疫の対象とできることとなっておりますので。もちろんI P P C条約上の仕事の一部ということとすることについては、これは認められるものだと考えております。

ただ、実際に従来の植物の移動に伴う検疫措置とはまた違ったさまざまな例えば国際物流やそういった輸送手段を業としておられる方々への影響等々、今までのものとはまた違った観点からの検討が必要だというふうに考えております。そういう意味でなかなか逆に農林水産省のみでの検討におさめるというのは逆に難しいところがありますので、関係省庁あるいは関係業界の方々にもできるだけ今後情報提供いたしましていろいろなご意見をいただきながら進めてまいりたい。

ただ、ご理解いただきたいのは、そういったものの侵入経路自体は実際リスクは存在しておりますし、そのリスクをどう評価してどう経済的な荷役とのバランスというもの、兼ね合いと

いうものを考えていくかということが非常に重要となってまいりますので、これから慎重な検討が必要だというふうに考えます。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは、河村様からお願いいたします。

○河村委員 ただいまのご質問内容に若干は関連するんですが、実は特にコンテナ容器、これらの移動につきまして具体的な事例を1つ今起こっている問題で申し上げますと。中国の大連並びにほかの港で今日本の毒入りギョーザの問題と絡んでか、ミタリエーションなのか何なのか、コンテナの隅々のクモの巣を検査していると。クモの巣があったら積み戻しをすると。中国でよくありますのは、各検疫局が中央とは違う独自のいろいろなやり方をして、中国の検疫局というのは品質から何からすべてものすごく大きい役所なものですから、その規則はあるんですが、そのときそのときに既にある法律を使っていろいろなことをやるんですね。一時期アメリカで中国のおもちゃだとかなんかで問題が起こって1年ばかり前に、中国ではアメリカから入る木製梱包材の徹底検査をやった検疫局がありまして、何しろバンバン積み戻すと、けしからんという、かなり個人的なミタリエーションが出てくるんですね。

ただ、それが中国の法律に基づいていることは確かなんですね、クモの巣がある、つまり外来種の生物を禁止するという法律がありますので、これ国際基準とは全く別の次元でこういった一種の梱包材検査と一緒にこれをやられてしまいますと大変な貿易障害になるわけでございます。

ただ、現在豪州、ニュージーランド、アメリカなどではコンテナについてます土壌とかクモの巣だとか大きなカタツムリですね、ジャイアントスネール、この辺の検査について非常に厳しい基準を持っていますので。果たしてこの国際基準でもって何かこれをつくるのが適切なのかどうか。逆にいいますと、今規制していない国もこれをまたみんなが規制しだすんじゃないのかなという危惧をちょっと私ども貿易業界としては持っているわけでございまして。

リスクアセスメントとして日本が本当にこの危険をどう感じているのか、その辺のところに応じてひとつ自由貿易を意図的に阻害しないような措置といいますか、そういった規制の方向に導いていただきたいとお願いいたします。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

今のお話については、大連の港でとまっているということ、これは先ほど外来生物種と、土壌について、植物防疫法上は土壌のついたものはほとんどの国が禁止しておりますので、それは植物防疫法の問題かなという感じもしますが。先ほどのクモについては港でご確認をされて、

外来生物という位置づけだと確認していただいたんでしょうか。

○河村委員　そういう解釈だと思います。つまり、日本から来たコンテナで既にクモの巣が張ってるとするのは、中国で張ったはずはないと、こういうことになるんでしょうね。

○島田検疫対策室長　わかりました。私どもとしてもどういう措置なのかということも含めて検討させていただくことにいたします。

では、山浦様、よろしくお願いいたします。

○山浦委員　日本の対処方針ということでご説明ありましたけれども。今ご説明いただいていた国際廃棄物の取扱いについて、日本としてはやはりもっと国際的な公正さということをアピールして、これについてはやはり問題ではないかというふうにいったほうがいいのではないかなと思うんですね。というのは、やはりこのIPPCの加盟国、非常に多くの途上国が存在しているわけですし、今後日本がいろいろな提案をし、それを採択しようというときに、やはり日本としては途上国のことも考えているんだというそういったスタンスを示すべきではないかと思います。

やはり貿易については日本が非常に経済的にも世界の中で大きなウェイトを占めていますから、やはり公正な貿易ルールといったものを日本は考えているんだというふうに強くこういった点については途上国の主張に賛同するというほうがよろしいのではないかというふうに思います。

○島田検疫対策室長　ありがとうございました。

では、ちょっとご意見を願います。

○阪村統括植物検疫官　すみません、神戸植物防疫所、阪村と申します。

基準委員でございますので、ちょっとこの先ほど山浦委員がご指摘になった廃棄物ということにつきまして、木下のほうからちょっとニュアンスが違う説明をしたきらいがあるので、訂正をさせていただきますと。植物検疫におきましては飛行機で出される食べ物とか、あと船員さんが食べた残り、そういうものをどのように処理するかということが非常にリスクに応じて処理をするということが基本でございまして、別にほかの国に押しつけるとかそのような議論ではないんです、実は。

リスク、下ろせば、日本に着いた船から降ろせばリスクが出ますから当然やりますと。ただ、下ろさないものについては植物検疫上リスクがありませんから、次の国にいったり処理をしていただくということも当然あり得ます。というリスク本位に基づいた措置をどうするかという、そんな感じのご提案でございます。

○島田検疫対策室長　お願いします。

○山浦委員　ちょっとわからなかったんですが、具体的には多分日本からあるものをアメリカに運ぶという際に、その途中の途上国において途中で廃棄されるものが出てしまうというそういう実態が考えられるわけですね。そういうふうなことを当然として認めていいかどうかというそういう議論ではないんですか。その下ろす際のリスクが高い、これをどうするかというそういう話ではないんでしょうか。

○阪村統括植物検疫官　すみません、余計混乱をさせてしまったようで。そういうことも絡むと思います。ただそれが下ろす国が途上国であるか先進国であるかというのは直接関係はなくて、下ろせば植物検疫上のリスクがその国に出てきますから、それはそのご当局の判断で取り締まると。下ろさないものについては別にリスクがないから、日本もしくは途上国にリスクがないから、そこへわざわざ下ろして取り締まっていたかなくてもいいよと、次に持っていけるなら持ってもいいよというのはまさにリスク評価、植物検疫上のリスク評価に基づいております。その辺のリスク評価をどうするかというようなことのご提案でございます。

○山浦委員　そうしますと、途中で下ろさなければ、最終的な最終目的地においてきちんと検疫をするということで、そのリスクを検討すればいいと。下ろす際にはそれについてのリスクが高まるからそれについてまたやらなければいけないと、そういう技術的な問題であるということでしょうか。ただ、政治的にそういったことがもしルール化されて、途中で下ろすということについてはこういう手続においてできるんだと、そういうことが広まってしまうことはやはり結果的には途上国の問題にもなりますので。その点もう少し配慮したコメントをしていただけるといいかなと思いました。

○島田検疫対策室長　ありがとうございました。

主に我々の場合には、実際に農作物あるいは植物加工品といったものの輸出入については厳しく水際で措置をとってるわけでございますけれども、廃棄物とかいわゆる実際に植物製品が飛行機に乗ってきて、それが消費されずに廃棄される状況の中ではその扱いがうまく決まってないという問題があるようでございまして。そういったことを含めて基準化の意向があると聞いておりますので、今の山浦さんのご意見なんかも含めて対応をしていきたいと思っております。

ほかございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、このトピックという、これから検討されるべき課題についての意見交換についてはこれで終わらせていただきます。

これで一応次回4月上旬の総会において議論される案件については実際には今ご意見をいただいたところで満足しております。

今度その後、その他ということでご議論を予定していたものがございます。これについては先ほどトピックとして検討するもの、それから一番最初にやっていただいたものはこの総会で基準案を採択するかどうかを検討するものだったんですが、その中間にございますのが仕様書で、今後これについてI S P M基準を検討していく段階のものがございます。これがその他の議題に入っております。これについては今回の総会で議論をされるわけではありませんが、一応こういったものがあるということを紹介をさせていただきます。これについては今日の特別の議題ではなく、特段のコメントがあればいただきますが、時間も押してございますので、こちらからのご報告にとどめたいと思います。

それでは、これについてのご説明をお願いします。

○木下課長補佐 司会からご紹介いただいたように、この仕様書、この部分でございます、この点線で囲ってあるところ、これは総会にはかかりません。ここで総会にかかったトピックスをどのように料理するかというA 4、1枚程度の骨子を定めるもので、基準委員会で定めるものです。

今回4つ提出されています。4つのうち3つは森林関係です。

1つは木材の国際移動。これについては木材そのものの移動に関するリスクなんですが。先ほどの木製品の基準とかぶってます。効率的にやりましょう。また、ナンバー15との関係を整理しようというふうな意見を提出してございます。

次に、森林樹木の種子の国際移動。種子については、そのものを消費するだけでなく、各国の土に埋めますから違った形のリスクが生じます。種子についてよく議論されますが、今回なぜ森林種子だけを取り上げるのか、これは農業用の種子と一緒に進めたほうがいいんじゃないかというふうな作業効率の観点からの意見を出してございます。

その次に、森林のサーベイランス、これも同様に一般的なサーベイランスの基準がございまして、なぜ特別に森林のサーベイランスをするのかというふうな議論の効率性の観点からの意見を3つ出しています。

最後に、先ほども議論ございましたが、中古機械、機器の移動について、昨今話題になっておりますもんですから、これについて今そのカテゴリ、相当に幅広い議論が今後展開されるということで、この点についても検討すべきであるという方向で意見を入れてございます。

以上でございます。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。

これに関するご意見等特段ございましたらお受けしたいと思いますのですが、ございますでしょうか。

○小川国際基準課長 すみません、1点だけ。つくり方のルールで、これも今回の総会で提案されます。これ見ていただいて、やたら木材が多いなというふうに印象持たれた方が多いと思います。これはなぜかと申し上げますと、今のルールではこれT Pからはニューワークを提案するときに総会の承認なくニューワークにできるルールになっているんです、実は。したがって、先ほどアペンディックス、アネックスをつくる時にはファースト・トラックということをお願いしましたけれども、こういうテーマもテクニカルパネルからどんどん出せるということとで提案されてきて。したがって、このスペシフィケーションの段階になっていないんじゃないかという議論をするような状態になっているのが実は今の現状で。

今度の総会でこういうニューワーク、アネックスみたいなものはファースト・トラックでいいけれども、こういうニューワークになるものについてはやはり総会の承認を得ようよということでルール改正を今提案して、その原案になって、うまくいけば今後はこういったニューワークについては着手するときに総会の承認を必要とするというふうにルールが変わる提案が今なされていることだけ情報提供として申し上げたいと思います。

○島田検疫対策室長 では、お願いします。

○山浦委員 中古機械についてちょっとご質問したいんですけども。このI P P Cは植物の検疫措置ということで議論されているわけですが、この中古機器の輸出については日本が今非常に拡大していると思うんですね。その際に、こういった土の侵入リスクとかこういった問題のみならず、中古機械を輸出することによって、日本のもう使えなくなったものが海外にいった、それが実際には廃棄され、それで環境汚染を引き起こす、あるいは人体に有害な影響を及ぼすという事態が実際に起きておりますので。

このI P P Cの議論だけではなくて、バーゼル条約の問題とか、あるいはカルタヘナの問題とか、そういった他の国際機関あるいは条約などとのリンクを意識した上で、やはりものは1つですから、こういったものの移動についても厳しいチェックというそういう方向でこういった問題もとらえていただきたいというふうに希望いたします。

○島田検疫対策室長 ありがとうございます。今のはご意見というふうなことで承りたいと思います。

先ほど木下のほうから、この総会でご説明した中の最初の部分に国際機関からの報告なり、

国際機関との連携をとっていますというご説明をいただいた部分がありましたが、その中で注意深く諸外国、特にカルタヘナとかそういう他の条約組織との連携も重要だという認識をした上で対応していきたいと思います。

よろしゅうございますか。もう時間も回ってございますので、この辺で終わりたいと思いますが。

最後に、私どもの別所植物防疫課長から最後のごあいさつをさせていただきたいと思います。
○別所植物防疫課長 本日、大変ありがとうございました。ちょっといろいろばたばたと所用がございまして冒頭から出席する予定にしておりましたが、最後だけの出席になりましたことをまずもっておわび申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

きょう第2回目の国内連絡会ということで、年度末のお忙しい中皆様方にご出席いただきまして、ありがとうございます。若干まだ時間の制約もございましてやや消化不良というところがあるかと思いますが、こういった取組を今後も続けてまいりたいと思います。

特に、植物検疫の関係につきましては、どちらかという今まで余り露出度少なく、はっきり申し上げればいかに諸外国からの病虫害の侵入をとめていくかという、そういう逆にいえばかなりとめるというところに重点を置いて政策運営がなされてきたきらいがございます。一方で、WTO体制の中でその国際基準等の整合性ということをかなり強く求められる時代。また、逆に日本の農産物を輸出していくということになりますと、日本の農産物に対する諸外国の検疫というものについてもきちっと我々考えていかなければいけない。その際にやはりいろいろと問題になってまいりますのは国際基準というものの整合性ということが非常に大事になってまいります。その上で、やはりその国際基準に対しましては作成の段階から、今まで以上により積極的にいかかわっていかなければいけないという考え方でございます。

正直申し上げまして、今までの国際基準の作成過程に対して日本として十分なプレゼンスを確保してきたかということにつきましては我々も反省しなければいけないところがあるかと思っております。

そういった中で、1つはまず国際基準に対して積極的に関与していこうという1つの証左といたしまして、きょう説明があったかどうかということはあると思いますが、個々の課題を検討いたします技術パネル、テクニカルパネルというのがございます。その中で検疫処理に関してのテクニカルパネルというのがございます。TPPTと称しておりますけれども、これを実は日本開催に向けて今誘致をしております、大体おおむね各国のほうも、また事務局のほうも積極的な反応があるわけでございます。そのための予算措置も新年度予算のほうに盛り込ん

で今ご審議をいただいておりますけれども。

そういった形でそういった会議を誘致し、また我が国としても開催国として積極的に関与していこう、意見を言っていこうということを考えてございます。

それからあわせて、後段のほうの議論にも多少ございましたが、運送機械やまた中古機械、そういったもの、いわゆる従来型の植物検疫からかなり幅広く作業が行われることになってございます。そういう意味では先ほどの回答の中で申し上げましたが、農林水産省のみに話が終わらない部分がかなりございます。経済産業省、環境省の方々にも今回ご参加をいただいております。また、そのほかの他省庁の方々にも積極的にこういった会合への参加を呼びかけ、多方面から多角的な検討を国内的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

とにかく我々植物検疫措置について、これまで国内の方々への、特に消費者の方、また関係業界の方々への説明、情報提供という部分がかなり不十分であったというふうに考えておまして、こういった連絡会を引き続き定期的に、今回は4月7日の総会に向けてということで開かせていただきました。また、各国コメントを求められる時期もございますので、そういったポイントポイントで開催をいたしまして、皆様方への情報提供、また議論へのご参加というものをお願いしてまいりたいと考えてございます。

大変本日はありがとうございました。また、遅れましたことをあわせておわび申し上げて、閉めのごあいさつにさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

午後 5時23分 閉会